独立行政法人科学技術振興機構 平成26年度 年度計画

平成26年4月1日

独立行政法人科学技術振興機構

目 次

(前	文)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
I	Ē	国民	にタ	ति ।	7 ر	て打	是付	共 で	ナる	54	ታ <i>-</i>	– }	_w ;	スキ	その	の作	也の	り着	栏 系	答の	り信	重0	クば	 司_	Ьй	こほ	月~	上を	5				
	-	標を					-										-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
_	_				_																												
	全	(体)			-		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
1	•	「科																						_			•-						
		「科												•					•	学表	支行	┣̄₹	甚么	盆の	ク用	多月	戈」			•	•	•	1
2		東日											冉	生	^	の	頁	献		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
3	•	横腾	竹的	事	項	に	対	す	る	措	置	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
•	/ 	ппП	≒ਜਤ																														
_		別事		-	,	•	•	•	•	•	•	• انگ	•	•	•	•	•	• 711	• • •••		• •	м ν	• m&z	•	•	TCIC •	•	•	•	•	•	•	3
1	•	科学																														•	
		① #			仦	1	/	\sim		ン	彐	<i>'</i>	킘	Щ	٧Ć	. [P]	り	72	譋	笡	•	汀	1/厂	及	Ov.	丗	允	用	允	戦	哈	(/)	
		4/	象,中		٠ •	•	•	·	•	• 	•	•	• ⇒ш	•	•	•	- -	•	• ~ \(\)	٠ •	•	•	. 1.	•	. 1_	•	Μ ν	• m <i>k</i> z	•	+⊨ •	•	•	3
_		②但 和 2						-								分	竹	及	U	仕	会	ン	ナ	ソ	才	•	戦	略	(/)	煶.	柔	•	_
2		科学	-													• 	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
(1) 乖												Щ	(/)	推	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
		①単		-	-		-		_					•	•	• 1.//-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
			(i																•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
		⊘ ⊀	(ii			•										-		推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	_
		② 适	-											-				<u></u>	T-22.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	_	1
		3 j							_									文	抸		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	
		4 E		-	-		•					妣	允	寺	(/)	推	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	
		⑤ 矢⑥ 真	-						-			•	• +//-	• `#•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	
1	0																																
(2) 乖																															
		① 5																															
			ι.																														
) .																														
		② 乘	. •																														
			ι.																														
).																														
		(· .	/世	外	مع	(I)	人	杌	父	///	悬	幣	(/)	檷	梁		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	2

		(i)	クト国	八仰	 力	者	佰 ¹	告())提	供	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	2
		(ii)	科学	技術		野	にこ	bi.	ける	ア	ジ	ア	ر ح	か	青	少4	年?	交	流	(D)	促	進	•	•	•	•	3	3
	3=	ミュ	ニケ	<u>— 3</u>	/ ヨ	ン	イ:	ンフ	フラ	0	構	築		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	4
3.	その)他行	政等	のオ	きめ	に	必	要な	業に	務		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	6
()	1)関]係行	政機	関力	いら	0	受詞	托 等	争に	よ	る	事	業	の扌	推ì	焦		•	•		•	•			•	•	3	6
(:	2)戦	路的	イノ	ベー	ーシ	ヨ	ンぼ	削近	当プ	。ロ	グ	ラ	ム	(S	Ι	Ρ)) (の :	実	施	•	•	•	•	•	3	6
II	業務	運営ℓ	り効≥	枢化	に	関す	ーる	月	標	をi	室月	文ラ	トる	らた	<u>.</u> &	513	ع <u>-</u>	2 %	5 ^	ヾき	き丼	間間	置	•	•	•	3	7
1.	組織	ぬ編	成及	び迫	重営		•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	7
2.	業務	その合	理化	• \$	办率	化				•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	7
3.	財務	的容	の改	善	•	•	•			•	•	•	•	•	•			•	•		•	•			•	•	3	8
Ш	予算、	、収3	と計画	町及	びず	至金	計	画		•		•	•		•						•	•	•	•	•	•	3	8
IV	短期	借入金	色の阝	艮度	額					•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	8
	. ,,,,																											
IV.	2.	不要則	オ産ス	スは	不見	更則	才産	ځ	なる	るこ	_ 2	ヒカ	ぶ見	LiZ	まり	: }	しる	5貝	才适	色力	えば	わる	5 t	易信	}			
		には、												•	•						•		•	•	•	•	3	8
	•	-,-,	-, r.	, · • ,_		<i>,</i> —	, ,	- 12	4 /			_																
V	重要	な財産	をを記	棄渡	iL.	7	<i>!</i> 1:3	扣	保に	こた	此 l	٦	- ×	٤,	· 甘	- z	5 Z	چ ،	د اء د ا	t.	7	-0	り言	十屆	町	•	3	8
		01,14,	,,		,		•••			_	•		• •		- /	_				•		_			•			
		۸ <i>۵ ۱</i> -	₽ ^											•	•				•						•	•	3	C
VI	剰余	金の代	尹 沃天				•														•	•	•				_	_
VI	剰余	金のも	史 还				•														•	•	•					
				うで	定	わる	· 5業	終	運行	営ん	こほ	国る	トス	5事	邛	[•	•	•	•	•			3	9
VII	その作	他主教	务省令						運 ¹	営l ・	こ 月 ・	関 す	ト <i>る</i> ・	· •	耳	•	•	•				•	•				3	
VII 1.	その(施設	他主教 と及び	多省 令 設備	に厚	目す	る	計	画	•	•	•	•	•	•	•	•										•	3	9
VII 1. 2.	その位施設人事	他主教 と及び 耳に関	務省令 設備 する	に関	関す 町	る・	計ī ·	画	•		•					•							•				3 4	9
VII 1. 2.	その位施設人事	他主教 と及び 耳に関	務省令 設備 する	に関	関す 町	る・	計ī ·	画	•		•					•						• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •					3 4	9
VII 1. 2.	その(施設 人事 1)人 2)人	他主教な及び関に対対では、対対で	务省令 設す 置成	に関	関す 画 · · ·	る・・・・	計ī ·	画	•	•			•				•				•	•					3 4 4 4	00000
VII 1. 2. (;	その 施 人 (1) (2) (3)	他主発 を及び関 は材材画 は対対 は対対 は対対が は対対が は対対が は対対が は対対が は対対が は対がが は対がが は対がが は対がが は対がが はがががが はがががががいた。 はいががががいたがががいた。 はいがががいたがががいた。 はいががいたがががいた。 はいががいたがががいた。 はいががいた。 はいががいた。 はいががいた。 はいががいた。 はいがいがいた。 はいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいが	筹省 で 置 成 合	に計画・・化	関す ・・・・	る・・・・	計ī ·	画					•				•		•	•	•	•	•	•	•		3 4 4 4 4	9 0 0 0
VII 1. 2. (; (; 3.	その代 人 人 り り り り り り り り り り り り り り り り り	他及に材材画目れて、大田田子の関配育的標	务設す 置成合期 ででは の理問	に計・・化を	関 ・・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	る・・・・る	計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•						•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3 4 4 4 4	9 0 0 1 1
VII 1. 2. (; (; 3.	その 施 人 (1) (2) (3)	他及に材材画目れて、大田田子の関配育的標	务設す 置成合期 ででは の理問	に計・・化を	関 ・・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	る・・・・る	計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•						•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3 4 4 4 4	9 0 0 1 1
VII 1. 2. (; 3. 4.	そ施人)))中積123中積	他及に材材画目れて、大田田子の関配育的標	务設す 置成合期 ででは の理問	に計・・化を	関 ・・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	る・・・・る	計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•						•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3 4 4 4 4	9 0 0 1 1
VII 1. 2. (: (: 3. 4.	そ施人)))中積 紙の設事人人計算立	他及び材材画目金主び関配育的標の	劣設す置成合期使 一番	に計・・化を	関画・・・ 召・	る・・・・る・	計・・・・債・	画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•	•	• • • • • • • •	•	•	•	• • • • • •	•	•	•	•	•						3 4 4 4 4 4	9 C C 1 1
VII 1. 2. (; 3. 4.	そ施人)))中積 紙子の影事人人計男立)算	他及び材材画目金、収主をび関配育的標の	劣設す置成合期使 計	に計・・化を 取及	関画・・・ 召・・・び	る・・・・る・	計・・・・債・	画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•	•	•	•							3 4 4 4 4 4 4	9 C C C 1 1 1
VII 1. 2. (注 (注 (注 4. (注 1. (1. (1. (1. (1. (1. (1. (1. (1. (1.	そ施人)))中積 紙予予の設事人人計期立))第	他となく、大川の主教で関配育的標のです。	劣設す置成合期使 き・省備る 理間途 値・	に計・・化を ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	関町・・・ 召・・・び・・・ なく・・・・ ジ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	る・・・・る・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	計・・・・債・計・	画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •						• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•	•	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		3 4 4 4 4 4 4 4 4	9 0 1 1 1 2
VII 1. 2. (: 3. 4. () 1. 2.	そ施人)))中積 紙子の影事人人計男立)算	他とは、人は明立・、は、計画といり、関配育的標の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	劣設す置成合期使 き・・・	に計・・化を 町・・	関画・・・ 召・・・び・・	る・・・・る・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	計・・・・債・・計・・	画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	9 C C C 1 1 1 2 2 5

(前文)

独立行政法人通則法第三十一条第一項により、独立行政法人科学技術振興機構(以下「機構」という) の平成26年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため にとるべき措置

【全体的事項】

1.「科学技術イノベーション創出の推進」及び「科学技術イノベーション創出のための科学技術基盤の形成」

機構は、科学技術基本計画の中核的実施機関として、「科学技術イノベーション創出の推進」と「科学技術イノベーション創出のための科学技術基盤の形成」の2つの柱により、第4期科学技術基本計画を踏まえ、以下のとおり事業を実施する。

- (1) 科学技術イノベーション創出の推進
- ① 第4期科学技術基本計画に掲げられている課題達成を目指した「科学技術イノベーション政策」 の一体的展開を実現するため、機構は、バーチャル・ネットワーク型研究所を構築して、文部科 学省が示す政策に沿った(i) 基礎研究の実施、(ii) 基礎研究の成果(以下「新技術」という) と産業界のニーズを結びつける戦略的な産学連携事業を一体的に実施する。
- ② このため機構は、事業を統括し、部門横断的な戦略を立案する体制の構築やこの戦略に基づく各部門における事業の実施、部門間の情報共有、各プログラムディレクターによる意見交換を通じた各プログラム間の連携強化、研究開発成果のモニタリング等の取組を行う。
- ③ 機構の実施する研究開発が国際的に高い水準を維持し、イノベーションシステムの国際競争力強化に貢献するため、「科学技術イノベーション創出」における各プログラムの国際化を進める。また、相互裨益の観点に基づいて国際科学技術協力を進め、世界と協働した国際研究開発活動の戦略的展開を強化する。
- ④ 人文・社会科学の視点を入れて、社会的・産業的なニーズ把握、波及効果分析を行い、実用化までも見据えた提言を行う。
- (2) 科学技術イノベーション創出のための科学技術基盤の形成
- ① 「研究情報基盤の整備」等を推進するため、研究成果をはじめとする科学技術情報の収集・提供 体制を充実・強化する。
- ② 「「人材とそれを支える組織の役割」の一層の重視」を推進するため、機構は、優れた素質を持つ 児童生徒等の発掘と才能を伸ばす取組の強化など、次世代人材等の育成に向けた効果的な取組を 行う。
- ③ 「社会とともに創り進める政策の実現」を推進するため、機構は、研究者のアウトリーチ活動を 促進するとともに、科学技術が社会に理解、信頼されて持続的に受容されるべく社会との意思疎 通を図る双方向の対話活動の促進やその手法開発、さらには交流の場を提供する科学技術コミュ ニケーション活動の取組を行う。

2. 東日本大震災からの復興・再生への貢献

機構は、東日本大震災を受け、東日本大震災復興構想会議による復興構想の具体化、復興・再生の 進展に応じて、被災地のニーズと大学の技術シーズをマッチングするなど、これまでの事業で培って きたノウハウ、研究開発成果等を最大限に活かし、適切な施策を実施する。

3. 横断的事項に対する措置

- (1) 科学技術イノベーション創出を効果的に推進するため、互いに密接に関連する「科学技術イノベーション創出の推進」と「科学技術イノベーション創出のための科学技術基盤の形成」について、 各事業で共通的に利用する情報の共有化や事業実施上の手法やノウハウ、ネットワーク等の他への展開などにより、事業間の連携を強化する。
- (2) 各事業の実施にあたっては、大学、民間企業、経済界、行政機関、地方自治体、独立行政法人、 公益法人、非営利団体などの様々な国内主体に加え、海外の研究機関等との関係性を強化すると ともに、新たな関係性の構築に努める。特に、学術研究の成果を科学技術イノベーションに資す る研究につなげていくため、独立行政法人日本学術振興会との連携を強化する。
- (3) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」等を踏まえ機構が事業毎に定める規則に基づき、研究開発課題、研究開発領域、事業の運営方法等について外部有識者の参画による事前評価、中間評価、事後評価及び追跡評価を実施し、評価結果をその後の事業の運営に反映させ、PDCA サイクル [Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Act (改善) サイクル]) を実施する。また、評価結果については、ホームページ等により公表し、国民への説明を積極的に行う。
- (4) 事業の実施状況や成果を把握し、成果集、説明会、シンポジウム、ホームページなどを通して社会に向けて情報発信するとともに、その波及効果の把握に努める。その際、第4期科学技術基本計画において喫緊の課題として掲げられた「震災からの復興と再生の実現」、「グリーンイノベーションの推進」、「ライフイノベーションの推進」及び同計画に示されている「我が国が直面する重要課題」等について、機構が社会の要請にどのように応え、国民生活へ還元しているかという観点から、成果の活用状況や社会・経済への影響を取りまとめて分かりやすく発信する。
- (5) 先進諸国に加えて新興国等との連携・協力の在り方に関し、海外事務所や研究開発戦略センター 等の調査・分析機能を活用して策定した第3期中期計画に係る国際戦略に基づき、国際活動を戦 略的に推進する。
- (6)総合科学技術会議・イノベーション及び文部科学省の方針を踏まえ、競争的資金制度を所管する 関係府省で構築した研究開発管理システムを活用した研究費の不合理な重複及び過度の集中の 排除、告発窓口や応募制限等による研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正の防止対 策を強化するとともに、公正で透明性の高い審査体制の確立と実施、研究資金の柔軟な使用ルー ルの確立等の競争的資金等に係る制度改革を推進する。
- (7) 科学技術分野における女性の活躍促進を図るため、機構業務に係る男女共同参画推進計画を推進 する。また、優秀な海外の人材を我が国へ招へいし活用するという観点から、海外事務所等を活 用した機構事業の周知や外国人研究者の機構の事業への参画を推進する。

【個別事項】

1. 科学技術イノベーション創出に向けた研究開発戦略立案機能の強化

①科学技術イノベーション創出に向けた調査・分析及び研究開発戦略の提案

機構の業務全般の効果的・効率的な運営に資するため、国内外の科学技術政策及び研究開発の動 向、社会的・経済的ニーズ等について調査・分析を行い、重点的に推進すべき研究開発領域・研究 開発課題の特定、科学技術システムの改善等について質の高い提案を行う。

[推進方法]

- i. 科学技術イノベーション創出に向けた調査・分析
 - イ. 国内外の科学技術政策及び研究開発の動向等について、俯瞰ワークショップの開催等により、研究者、技術者及び政策担当者をはじめとする広範な関係者の参加を得ながら、科学技術分野の俯瞰、社会的期待の分析、海外事務所の活用等による海外の情報収集及び比較等により調査・分析を行う。なお、科学技術分野の俯瞰においては、科学技術の主要分野について、分野の全体像、研究開発領域、各国の戦略等を整理し、研究開発の俯瞰報告書を取りまとめる。
- ii. 中国の科学技術政策等の調査・分析
 - イ. 飛躍的な経済成長を遂げ科学技術の振興を強力に進めている中国における重要科学技術政策や研究開発の動向及び関連する経済・社会状況について、幅広い視点から双方向の発信を重視し交流・連携を推進しデータの収集・整理を行い、重点的に調査・分析する。
- iii. 科学技術イノベーション創出に向けた研究開発戦略の提案
 - イ.上記の調査・分析の結果に基づき、科学技術未来戦略ワークショップの開催等により、研究者、技術者及び政策担当者をはじめとする広範な関係者の参加を得ながら、今後重要となる分野、領域、課題及びその研究開発の推進方法等を系統的に抽出し、人文・社会科学の視点を取り入れ、実用化までも見据えて、戦略プロポーザル等として取りまとめ提案を行う。また、文部科学省が推進する科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」事業の一環として、関係機関と連携しながら「客観的根拠に基づく政策形成」の実現に向けた取り組みを行い、事業で得られた成果を提案に活用することを検討する。

iv. 成果の活用及び公表・発信

- イ. 戦略プロポーザルのうち、戦略的創造研究推進事業等において重点的に推進すべき研究開発領域等について文部科学省に提案を行う。
- ロ. 戦略プロポーザル、科学技術未来戦略ワークショップ等の報告書及び調査・分析結果等について、我が国の研究開発戦略の立案にも活用されるよう国及び政府関係機関等に提供するとともに、ホームページ等を活用して広く国民に向けて情報発信する。また、自らが行った提案の活用状況を把握し、ホームページを活用して情報発信する。
- ハ. 幅広い視点から収集・整理した日中の科学技術情報や調査・分析結果について、報告書等により広く情報提供する。なお、日中の交流・連携に資するため、ホームページを活用して、中国

- の科学技術政策等の情報を日本語で発信し、また我が国の科学技術政策等の情報を中国語で発信する。
- 二.機構が重点的に推進すべき研究開発領域等の企画・立案に活用されるよう、関連部署に得られた成果を提供する。

v. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 科学技術と社会の関係をより重視して提言を作成するように努めるとともに、研究開発戦略センターアドバイザリー委員会において、研究開発領域・研究開発課題、科学技術システムの改善等が質の高い内容であること、検討過程の合理性、情報発信の妥当性、並びに提案の活用状況について評価を行い、評価結果を事業の運営に反映させる。
- ロ. 中国総合研究交流センターアドバイザリー委員会において、中国総合研究交流センターにおける交流・連携、調査・分析及び情報発信の妥当性について評価を行い、評価結果を事業の運営に反映させる。

vi. その他、推進すべき事項

イ. 業務に係る男女共同参画を推進する。

②低炭素社会実現のための調査・分析及び社会シナリオ・戦略の提案

機構は、我が国の経済・社会の持続的発展を伴う、科学技術を基盤とした明るく豊かな低炭素社会の実現に貢献するため、望ましい社会の姿を描き、その実現に至る道筋を示す社会シナリオ研究を推進し、低炭素社会実現のための社会シナリオ・戦略の提案を行う。

「推進方法】

i. 研究体制の構築

イ.人文・社会科学と自然科学の幅広い分野の研究者・有識者等を任期付きで雇用し、社会シナリオ研究の実施体制を構築する。研究の推進にあたっては、関連機関と連携を行いつつ進める。なお、戦略推進委員会から本事業の活動や成果について適切なアドバイスを受け、業務運営及び研究の方向性に反映させる。

ii. 社会シナリオ研究の推進及び社会シナリオ・戦略の提案

イ. これまでの研究成果を取りまとめた社会シナリオ・戦略(以下、「社会シナリオ(第2版)」という)を提案する。社会シナリオ(第2版)を基にし、社会シナリオの充実に向けて、太陽電池、蓄電池、燃料電池、バイオマス、風力発電、中小水力発電、地熱発電、二酸化炭素貯留(CCS)等の低炭素技術・構成技術について調査・分析を行い、実践に向けた定量的技術シナリオ研究を推進する。また、これら低炭素技術を社会に導入した際の経済・環境への効果を算定するとともに、低炭素社会実現に向けた社会実験を行い社会シナリオの充実につながる定量的経済・社会シナリオの作成を推進する。地域における取組の調査・整理は継続する。並びに、発展途上国を含む世界各国の省エネルギーを通じたエネルギーコストの削減の調査・分析、各国における温室効果ガス排出削減の施策の調査・分析等を行い、その結果が我が国の低炭素社会構築

に反映できる国際戦略の作成を継続する。また、社会シナリオ研究の推進にあたっては、機構の関連する事業とのネットワークを形成する。併せて、国、地方自治体等の政策立案主体との意見交換を行うとともに、講演会等の開催を通じて低炭素社会実現のための科学技術、社会及び経済の課題を議論する。

iii. 成果の活用及び公表・発信

- イ. 上記の活動を通じて得られた成果等を機構の業務の効果的・効率的な運営に活用する。
- ロ. 得られた成果等を、ホームページ等を活用し、国、大学、企業、地方自治体等の関係機関の有識者・専門家及び広く国民に向けて積極的に発信する。特に、社会シナリオ(第2版)についてシンポジウム等を活用し関係機関及び国民に向けて広く発信する。将来の低炭素社会を担う年齢層への発信にあたっては理解増進の方法を活用するとともに、発信に際して得られた知見を理解増進を図るための発信方法に反映する。

iv. 評価と評価結果の反映・活用

- イ.機構は、研究開発の進捗状況を把握し、中期計画の目標との比較検証を行い、必要に応じて事業の運営に反映させる。
- ロ. 社会シナリオ・戦略が低炭素社会実現に資する質が高い成果であること、社会シナリオ・戦略が国、地方自治体等の政策立案等に活用されていることの各項目を評価するため、低炭素社会戦略センター評価委員会を開催する。

v. その他、推進すべき事項

イ.業務に係る男女共同参画を推進する。

2. 科学技術イノベーションの創出

(1) 科学技術イノベーション創出の推進

①戦略的な研究開発の推進

(i) 課題達成型の研究開発の推進

機構は、我が国が直面する重要な課題の達成に向けて、文部科学省が定めた、社会的・経済的ニーズを踏まえた戦略目標や文部科学省が策定した研究開発戦略、実社会の具体的な問題解決を目指した目標、といった戦略的な目標等のもと、課題達成型の研究領域等を組織の枠を超えて時限的に設定し、科学技術イノベーションにつながる創造的な新技術の創出のための研究開発を推進する。具体的には、戦略目標の実現に資する創造的な新技術の創出に向けた基礎研究(以下「新技術シーズ創出研究」という)、中長期にわたって温室効果ガスの削減を実践するための従来技術の延長線上にない新たな科学的・技術的知見に基づいた革新的技術の研究(以下「先端的低炭素化技術開発」という)、社会を直接の対象として、自然科学と人文・社会科学の双方の知見を活用した、関与者との協働による研究開発(以下「社会技術研究開発」という)をそれぞれ推進する。加えて、新技術シーズ創出研究の推進にあたっては、科学技術イノベーションを創出し、実用化を目指す観点から、基礎研究から研究成果の展開に至るまでを切れ目なく担うにふさわしい施策へ見直し、有望な成果について、イノベーション指向のマネジメントによって研究を加速・深化する。

「推進方法]

【新技術シーズ創出研究】

- i. 研究領域及び研究総括の選定
 - イ. 文部科学省が示す戦略目標に基づき、新規研究領域及び研究総括の事前調査を行う。
 - ロ. 新規領域の事前調査結果を踏まえ、原則として外部有識者・専門家の参画による事前評価を行い適切な時期までに研究領域を選定及び研究総括(プログラムオフィサー)を指定する。また、必要に応じて海外の有識者・専門家の参画を図る。研究総括が自ら研究を実施する場合の研究領域と研究総括については、概ね年内を目処に決定する。
 - ハ. 研究領域について事業の趣旨を踏まえ戦略目標に資する視点から選定し、研究総括(プログラムオフィサー)については指導力、洞察力、研究実績等の総合的な視点から卓越した人物を選定し、詳細な理由を公表する。

ii. 研究者及び研究課題の選抜

イ. 研究総括(プログラムオフィサー)が示す研究領域運営及び研究課題の選考に関する方針を募集要項において明らかにした上で、研究提案の公募を行う。研究領域の趣旨に合致した提案であるかという視点及び独創的で大きなインパクトが期待できる研究提案であるかという視点等から研究総括(プログラムオフィサー)及び外部有識者・専門家が事前評価を行い、研究費の不合理な重複や過度の集中を排除した上で、採択課題を決定する。

iii. 研究の推進

イ. 研究総括(プログラムオフィサー)の運営方針のもと、研究課題の特性や進展状況などに応じ

た効果的な研究を推進する。継続 88 研究領域 829 課題については、年度当初より研究を実施 し、また新規課題及び研究総括が自ら研究を実施する新規領域については年度後半を目処に研 究を開始する。

- ロ. 研究の推進にあたり、研究領域の特色を活かした運営形態を構築するとともに、新規課題の採 択決定後速やかに研究に着手できるよう、事業実施説明会等を開催するとともに、研究契約の 締結等に係る業務を迅速に行う。
- ハ. 研究総括(プログラムオフィサー)と研究者との間で密接な意思疎通を図る。
- 二. 効果的な研究を推進するため、研究課題採択時に研究計画を精査する。また、研究の進捗及び研究費の使用状況を把握するとともに、研究の進捗に応じた研究計画の機動的な見直し、研究費の柔軟な配分を行う。その際、研究費の不合理な重複や過度の集中を排除する。
- ホ. 研究成果の社会還元に向け、知的財産の形成に努めるとともに、機構の技術移転制度等を積極的に活用して成果の展開を促進する。
- へ. 研究から創出される特に有望な革新的な成果について、イノベーション指向の適切な課題進行 管理が可能な体制を編成して研究開発を推進し、当該成果の展開を加速・深化させる。
- ト. 事業の推進にあたり、海外人材の活用、海外機関との協力、研究成果の国際発信等、国際化へ の取組を進める。

iv. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 4 研究領域及び 81 課題について、適切に外部有識者・専門家の参画による中間評価を実施し、 評価結果をその後の資金配分や研究計画の変更等に反映させる。
- ロ.10 研究領域及び 260 課題について、適切に外部有識者・専門家の参画による事後評価を実施し、 評価結果を速やかに公表する。なお、研究領域の事後評価においては、研究領域及び研究総括 の選定が適切であったか等に関する評価を行い、必要に応じて今後の研究領域選定に反映させ る。
- ハ. 中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて評価結果を事業の運営に反映させる。
- 二. 11 研究領域を対象に、科学技術的、社会的、経済的波及効果等を検証するため、外部有識者・専門家による追跡評価を実施し、必要に応じて事業の運営に反映させ、評価結果を速やかに公表する。
- ホ. 基礎研究の論文被引用回数、国際的な科学賞の受賞数、招待講演数、成果展開した数等の定量 的指標を活用し、本事業における研究が国際的に高い水準にあることを検証し、必要に応じて 事業の運営に反映させる。
- へ. 科学技術イノベーションの創出に資すると期待できる研究成果の展開状況を把握すべく、研究 領域終了後1年を目途に成果の発展・展開を目指す諸制度での採択、民間企業との共同研究の 実施等を調査し、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反 映させる。

v. 成果の公表・発信

イ.研究内容、研究成果に係る論文発表、口頭発表、特許出願の状況及び成果の社会・経済への波及効果等について把握するとともに、研究成果について報道発表、ホームページ、メールマガジン等を活用して、知的財産等の保護に配慮しつつ、分かりやすく社会に向けて情報発信する。

ロ. 研究者に対する事業実施説明会をはじめとする関係の会議を通じて、研究者自らも社会に向けて研究内容やその成果について情報発信するよう促す。

vi. その他、推進すべき事項

- イ.業務に係る男女共同参画を推進する。
- ロ. 研究活動の効果的推進と男女共同参画の取組の一環として、研究に参画しライフイベント(出産・育児・介護)に直面している研究者の支援を目的に、当該研究者の研究促進又は負担軽減のための研究費支援等の取組を実施する。

【先端的低炭素化技術開発】

- i. 技術領域及び運営総括の選定
 - イ. 文部科学省が策定する研究開発戦略のもと、温室効果ガスの削減を中長期にわたって継続的かつ着実に進めていくため、今後の温室効果ガスの排出を大幅に削減しうる革新的な技術の研究開発を行う。
 - ロ. 外部有識者・専門家の参画による事前評価を経て、新規の技術領域、運営総括(プログラムオフィサー)を決定する。技術領域については、中長期にわたって温室効果ガスを大幅に削減し うる革新的な技術の研究開発であるものとし、運営総括(プログラムオフィサー)については 指導力、洞察力、研究開発実績等の総合的な視点から卓越した人物を選定する。

ii. 研究開発者及び研究開発課題の選抜

イ. 技術領域運営及び研究開発課題の選考に関する運営総括(プログラムオフィサー)の方針を募集要項において明らかにし、研究開発提案の公募を行う。温室効果ガスを大幅に削減しうる研究開発提案であるかという視点から運営総括(プログラムオフィサー)及び外部有識者・専門家が事前評価を行い、研究費の不合理な重複や過度の集中を排除した上で、採択課題を決定する。

iii. 研究開発の推進

- イ. 運営総括(プログラムオフィサー)のもと、中心研究者を置き研究開発プロジェクトを組織し、 中長期にわたって温室効果ガスを大幅に削減しうる革新的な技術の創出に向けて効果的に研 究開発を推進する。
- ロ. 運営総括(プログラムオフィサー)の運営方針のもと、研究開発課題の特性や進展状況などに 応じた効果的な研究開発を推進する。継続 105 課題については、年度当初より研究開発を実施 し、また新規課題については年度後半を目処に研究開発を開始する。
- ハ. 研究開発の推進にあたり、技術領域の特色を活かした領域運営形態を構築するとともに、新規 課題の採択決定後速やかに研究開発に着手できるよう、ステージゲート評価の時期や目標を含 めた研究計画の策定や研究契約の締結等に係る業務を迅速に行う。
- ニ. 運営総括(プログラムオフィサー)と研究者との間で密接な意思疎通を図る。
- ホ. 研究開発成果に基づく知的財産の形成に努める。
- へ. 効果的な研究開発を推進するため、研究開発課題採択時に研究計画を精査するとともに研究開発の進捗及び研究開発費の使用状況を把握し、研究開発の進捗に応じた研究計画の機動的な見

直し、研究開発費の柔軟な配分を行う。

iv. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 今年度は事後評価及び中間評価を実施しないが、研究開発の進捗状況を把握して、中期計画の 目標との比較検証を行い、必要に応じて事業の運営に反映させる。
- ロ. 研究開発開始から 10 年程度経過時点での実用化の見通しが得られるようにするため、研究開発の進捗に応じて、研究開発の継続・拡充・中止などのステージゲート評価を実施する。

v. 成果の公表・発信

- イ. 研究内容、研究成果に係る論文発表、口頭発表、特許出願の状況及び成果の社会・経済への波及効果等について把握するとともに、研究成果について報道発表、ホームページ、メールマガジン等を活用して、知的財産などの保護に配慮しつつ、分かりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ. 研究者に対する事業説明をはじめとする関係の会議を通じて、研究者自らも社会に向けて研究 内容やその成果について情報発信するよう促す。

vi. その他、推進すべき事項

イ.業務に係る男女共同参画を推進する。

【社会技術研究開発】

- i. 研究開発領域の設定及び領域総括の選定
 - イ. 社会技術研究開発に係る動向調査及び新規研究開発領域の事前調査等を行うとともに、社会に おける関与者ネットワークを構築し、次年度以降の新規研究開発領域の設定に向けて、社会が 抱える具体的な問題に関する調査・分析を行う。
 - ロ. 文部科学省が示す方針並びに関与者を交えたワークショップ等での検討結果を踏まえ、新規研究開発領域案及び領域総括候補の事前評価を行う。また、事前評価の結果を踏まえ、新規研究開発領域の設定及び領域総括の選定を行うとともに公表する。

ii. 研究者及び研究開発課題の選抜

イ. 研究開発領域・プログラムの運営及び研究開発課題の選考にあたっての方針を募集要項で明らかにし、研究開発提案の公募を行う。研究開発領域・プログラムの趣旨に合致した提案であるかという視点から領域総括・プログラム総括及び外部有識者・専門家が事前評価を行い、研究開発費の不合理な重複や過度の集中を排除した上で、採択課題を決定する。

iii. 研究開発の推進

イ. 継続2研究開発領域・2プログラム及び49課題については年度当初より研究開発を実施し、新規課題については年度後半より研究開発を実施する。その際、領域総括・プログラム総括と研究開発実施者との間で密接な意思疎通を図り、領域総括・プログラム総括のマネジメントのもと、研究開発領域・プログラムの目標や研究開発課題の目標の達成に向けて、効果的に研究開発を推進する。

- ロ. 研究開発費が有効に使用されるよう、研究開発の進捗及び研究開発費の使用状況を把握し、柔軟かつ弾力的な研究開発費配分を行う。
- ハ. 国(公的研究開発資金)等による、現実の社会問題を解決するための研究開発により創出された成果を活用・展開して、社会における具体的な問題を解決する取組として支援する対象を公募し、現実の社会問題の解決に資するかという視点から、外部有識者・専門家の参画により透明性と公平性を確保した上で、支援する取組の事前評価を行う。各取組において設定した社会問題の解決が図れるよう、効果的に支援を行う。
- 二.機構における複数の研究開発成果等を集約・統合し、社会における具体的な問題の解決に向けて効果的に社会に実装する取組の支援を行う。

iv. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 15 課題について、十分な成果が得られたかとの視点から外部有識者・専門家の参画による事後 評価を実施し、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて評価結果を事業の運営に 反映させる。
- ロ. 課題終了後1年を目途に、社会において研究成果を活用・実装する主体との協働や成果の活用 などの社会還元につながる活動の状況を調査し、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要 に応じて結果を事業の運営に反映させる。
- ハ. 研究開発課題の追跡調査を実施する。

v. 成果の公表・発信・活用

- イ.研究開発の内容、研究開発の成果、その成果の活用状況及び社会・経済への波及効果について 把握し、知的財産などの保護に配慮しつつ、主催する研究開発領域・プログラムのシンポジウムやホームページ等を通じて、分かりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ. 関与者ネットワークの活用などを通して、研究開発成果の社会への活用及び展開を図る。
- ハ. 課題実施者自らも、社会に向けて研究内容やその成果について情報発信するよう促す。

vi. その他、推進すべき事項

イ.業務に係る男女共同参画を推進する。

(ii) 国家課題対応型の研究開発の推進

機構は、iPS 細胞等を使った再生医療・創薬について、文部科学省が定めた基本方針のもと、世界に先駆けて実用化するため、研究開発拠点を構築し、効果的・効率的に研究開発を推進する。

[推進方法]

i. 研究の推進

- イ. プログラムオフィサー等の運営方針のもと、拠点及び研究開発課題の特性に応じた効果的な研究開発を推進する。継続 16 拠点及び 31 研究開発課題については年度当初より研究開発を推進する。
- ロ. 研究開発計画を機動的に見直し、研究開発費の柔軟な配分を行うため、研究開発の進捗に応じて、サイトビジットを行う。

- ハ. 拠点間の連携のもと、拠点の特色を生かした事業運営形態を構築するとともに、研究開発計画 の策定や研究開発契約の締結等にかかる業務を迅速に行う。
- 二. 研究開発成果に基づく知的財産の形成に努める。
- ホ. 戦略的な研究開発の推進に資するため、研究・技術・実用化の動向の把握に努める。

ii. 評価と評価結果の反映・活用

イ. 今年度は事後評価及び追跡調査を実施しないが、事業の進捗状況を把握して、中期計画の目標 との比較検証を行い、必要に応じて事業の運営に反映させる。

iii. 成果の公表・発信

- イ. 研究の内容、研究成果に係る論文発表、口頭発表、特許出願の状況及び成果の社会・経済への 波及効果等について把握し、知的財産等の保護に配慮しつつ、分かりやすく社会に向けて情報 発信する。
- ロ. 研究開発実施者自らも社会に向けて研究開発内容やその成果について、知的財産等の保護に配 慮しつつ情報発信するよう促す。

iv. その他、推進すべき事項

イ.業務に係る男女共同参画を推進する。

②産学が連携した研究開発成果の展開

機構は、大学等における基礎研究により生み出された新技術を基に、柔軟な運営により企業が単独では実施しづらい基盤的かつ挑戦的な研究開発を推進することで、科学技術イノベーション創出に貢献する。具体的には、大学等における有望な技術シーズの発掘から事業化に至るまでの研究開発段階や目的に応じた、最適な支援タイプの組み合わせによる中長期的な研究開発、産業界に共通する技術的な課題の解決に資する研究開発、テーマを設定した、コンソーシアム形式による大規模かつ長期的な研究開発、最先端かつ独創的な研究開発成果の創出に資する先端計測分析技術・機器の研究開発等を推進する。

また、機構の研究開発成果を実用化する事業を行うベンチャー企業の設立・増資に際して出資又は人的・技術的援助を実施する事業(以下「出資事業」という)を行う。

「推進方法]

【最適な支援タイプの組み合わせによる中長期的な研究開発】

i. 運営方針

イ. 開発主監(プログラムディレクター)の運営方針のもと、大学等における有望な技術シーズの 発掘から事業化に至るまでの研究開発段階や目的に応じた、最適な支援タイプの組み合わせに より、大学等における新産業の芽となりうる技術シーズの探索と実用化に努める。

ii. 民間資源の活用

イ.ハイリスク挑戦タイプとシーズ育成タイプをマッチングファンド形式で運用することにより、 民間企業負担を促進する。 ロ. 金融機関等と連携し、民間資源の積極的な活用を図り、成果の普及及び活用の促進を行う。

iii. 研究開発課題の選抜

- イ. プログラムオフィサーを選定し、外部有識者・専門家の参画を得つつ、大学等の研究成果に基づく、企業等のポテンシャルを活用した研究開発及び企業化開発、ベンチャー企業の起業及び事業展開に必要な研究開発に係る研究開発課題を公募する。
- ロ. 課題の新規性、課題の目標の妥当性、イノベーションの創出の可能性、国の他制度との連携等の視点から選考する。また、必要に応じて、支援タイプの変更等による研究開発計画の最適化案を提案者に提示し、研究開発条件、支援形態についての調整を行う。その際、研究開発費の不合理な重複や過度の集中を排除する。
- ハ. 研究開発課題の公募・選定にあたっては、第4期科学技術基本計画、文部科学省が進める革新的イノベーション創出プログラム(以下「COI STREAM」という)に係るビジョン等を踏まえ実施する。

iv. 研究開発の推進

- イ.プログラムオフィサーの運営方針のもと、研究開発課題の目標の達成に向けて、研究開発リスクや研究開発の段階等課題の特性に応じた効果的な研究開発を推進し、知的財産の形成に努める。また、COI STREAM に係るビジョン等を踏まえ選定したものについては、文部科学省と連携を図りつつ、社会的課題に対応した研究開発課題を推進する。
- ロ. 継続 331 課題については、年度当初より研究開発を実施し、また新規課題については採択後速 やかに研究開発を推進する。
- ハ. 研究開発の進捗に応じて研究開発計画を機動的に見直し、研究開発費の柔軟な配分を行う。

v. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 前年度及び今年度第三四半期までに終了した 987 課題について、研究開発目標の達成度及び新産業創出等の視点から外部有識者・専門家の参画により、課題の事後評価を実施し、必要に応じて評価結果を事業の運営に反映させる。
- ロ.終了後原則として約3年を経過した1,024課題について、追跡調査を実施し、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。
- ハ. 委託開発の平成 14 年度以降の開発終了課題製品化率について、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。

vi. 成果の公表・発信

- イ. 研究開発及び企業化開発の内容、成果、研究開発終了後の研究開発継続状況及び企業化状況、研究開発課題から起業したベンチャー企業の事業の内容及び業績等、並びにそれらの社会・経済への波及効果等について把握し、知的財産等の保護に配慮しつつ、分かりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ. 研究者自らも社会に向けて研究開発内容やその成果について情報発信するよう促す。

vii. 旧地域イノベーション創出総合支援事業

- イ.終了後3年を経過した研究開発課題2課題について、追跡調査を実施し、必要に応じて結果を 事業の運営に反映させる。
- ロ. 本事業の研究開発の内容、成果、特許出願状況及び企業化に向けた展開状況及び成果の社会・経済への波及効果について把握し、知的財産の保護に配慮しつつ、ホームページ等を活用して、分かりやすく社会に向けて情報発信する。また、研究者自らも社会に向けて研究開発内容やその成果について情報発信するよう促す。
- ハ. JST イノベーションプラザの移管に向けた自治体等との協議等を進める。

viii. その他、推進すべき事項

イ.業務に係る男女共同参画を推進する。

【産業界に共通する技術的な課題の解決に資する研究開発】

i. 運営方針

イ. 開発主監(プログラムディレクター)の運営方針のもと、産学の対話の場を活用した産業界に おける技術的な課題の解決に資する知見の創出に努める。

ii. 研究開発の推進

- イ. プログラムオフィサーの運営方針のもと、研究開発課題の段階や特性などに応じた効果的な研究開発を推進する。継続 26 課題については、年度当初より研究開発を推進する。また、研究開発成果に基づく知的財産の形成に努める。
- ロ. 研究開発計画を機動的に見直し、研究開発費の柔軟な配分を行うため、研究開発の進捗に応じて、サイトビジット、産学共創の場の開催を行う。

iii. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 平成 22、23 および 24 年度の公募で採択された 5 課題について、適切に外部有識者・専門家の 参画による事後評価を実施する。
- ロ. 評価結果については、報告書として取りまとめ、研究終了後、ホームページに公表する。

iv. 成果の公表・発信

- イ. 研究の内容、研究成果に係る論文発表、口頭発表及び特許出願の状況及び成果の社会・経済への波及効果等について把握し、知的財産等の保護に配慮しつつ、分かりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ. 研究実施者自らも社会に向けて研究開発内容やその成果について、知的財産等の保護に配慮し つつ情報発信するよう促す。

v. その他、推進すべき事項

イ.業務に係る男女共同参画を推進する。

【テーマを設定した、コンソーシアム形式による大規模かつ長期的な研究開発】

i. 運営方針

イ. 開発主監(プログラムディレクター)の運営方針のもと、新産業の創出にむけた研究開発に努める。

ii. 研究開発課題の選抜

イ. COI STREAM に係るビジョン等を踏まえ、プログラムオフィサーを選定し、速やかに新規課題の公募・選考を行う。プログラムオフィサーは担当テーマにおける研究開発方針及び研究開発課題の選考基準などを募集要項において明らかにし、研究開発提案の公募を行う。また、プログラムオフィサーは提案課題に対し外部有識者・専門家の参画を得て、テーマの設定趣旨に合致し、イノベーションの創出が期待できる提案であるかという視点から研究開発課題を選定する。その際、研究開発費の不合理な重複や過度の集中を排除する。

iii. 研究開発の推進

- イ. プログラムオフィサーの運営方針のもと、研究開発課題ごとにプロジェクトマネージャーまたはプロジェクトリーダーを置き、そのもとに産学官からなる研究開発チームを組織して、情報の共有及び普及等を通じ、新産業の創出等に向けて一体的に研究開発を推進する。また研究開発成果に基づく知的財産の形成に努める。
- ロ. 継続 56 課題については年度当初より研究開発を推進する。また、新規課題については採択後速やかに研究開発を実施する。
- ハ. 研究開発計画を機動的に見直し、研究開発費の柔軟な配分を行うため、研究開発の進捗に応じて、サイトビジット、テーマ推進会議の開催を行う。
- 二. 関係部署間の有機的な連携のもと、テーマの特色を活かした事業運営形態を構築するとともに、 事業実施説明会の開催、研究開発計画の策定や研究開発契約の締結等に係る業務を迅速に行う。

iv. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 平成 24 年度採択研究開発テーマの課題のうち、ステージ I (応用基礎研究及び要素技術の研究開発) が終了する予定の 8 課題及び平成 23 年度に設定された 1 研究開発テーマについて、適切に外部有識者・専門家の参画による中間評価を実施し、評価結果をその後の資金配分や事業の運営に反映させる。
- ロ. 前年度に終了した1課題について、適切に外部有識者・専門家の参画による課題の事後評価を 実施し、必要に応じて評価結果を事業の運営に反映させる。
- ハ. 評価結果については、報告書として取りまとめ、ホームページ等を活用し、公表する。

v. 成果の公表・発信

- イ.研究開発の内容、研究開発成果に係る論文発表、口頭発表及び特許出願の状況、研究開発の成果、研究開発終了後の市場投入に向けた開発状況、将来の市場規模予測等及びその成果の社会・経済への波及効果について把握し、知的財産等の保護に配慮しつつ、分かりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ. 研究開発実施者自らも社会に向けて研究開発内容やその成果について、知的財産等の保護に配

慮しつつ情報発信するよう促す。

vi. その他、推進すべき事項

イ.業務に係る男女共同参画を推進する。

【先端計測分析技術・機器の研究開発】

i. 運営方針

イ. 文部科学省から示される基本方針を踏まえ、開発主監(プログラムディレクター)、領域総括・開発総括(プログラムオフィサー)、外部有識者等から構成される「先端計測分析技術・機器開発 推進委員会」のもと、将来の創造的・独創的な研究開発を支える基盤の強化を図るため、最先端かつ独創的な研究開発成果の創出に資する先端計測分析技術・機器及びその周辺システムの開発を行う。

ii. 開発課題の公募・選抜

イ. 領域総括・開発総括(プログラムオフィサー)を選定し、開発成果の活用・普及促進を含む新規開発課題の公募を行い、推進委員会傘下の分科会で外部有識者・専門家の参画により透明性・公平性を確保した上で採択課題を厳選し決定する。選考にあたっては開発費の不合理な重複や過度の集中を排除した上で採択課題を決定する。

iii. 開発の推進

- イ. 重点開発領域について、領域総括の運営方針のもと、分科会を定期的に開催する等により、社会的ニーズ・課題に対応しつつ、将来の創造的・独創的な研究開発に資する先端計測分析技術・機器の創出に向けて効果的に開発を推進する。また、領域非特定型について、開発総括の運営方針のもと、将来の創造的・独創的な研究開発に資する先端計測分析技術・機器の創出に向けて効果的に開発を推進する。
- ロ. 重点開発領域の継続19課題、領域非特定型の継続60課題について、開発を実施する。
- ハ. 開発の進捗及び開発費の使用状況を把握し、開発費の柔軟かつ弾力的な配分を行う。
- 二. 採択した開発課題について、開発実施計画の策定、事業実施説明会の開催、委託契約の締結等を行い、速やかに開発に着手できるよう措置する。
- ホ. 開発成果に基づく戦略的な知的財産の形成に努める。
- へ、開発された機器の共同利用等の取組を通じて、開発成果の実用化に努める。

iv. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 今年度中間評価を実施するとあらかじめ定められた 28 課題について、外部有識者・専門家による中間評価を実施し、評価結果を、優れた課題への重点化、開発のその後の資金配分及び事業の運営に反映させる。
- ロ. 前年度に開発期間が終了した 34 課題について、開発成果の達成状況等を検証するため、外部 有識者・専門家により課題の事後評価を実施し、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要 に応じて評価結果を事業の運営に反映させる。
- ハ. 中間評価及び事後評価の結果について、報告書として取りまとめ、ホームページ等を活用し、

公表する。

ニ. 前年度までのプログラムの開発成果、問題点等を検証し、次年度以降の公募に対する改善方策 を策定する。

v. 成果の公表・発信

- イ. 本事業の開発成果に係る論文発表、口頭発表、特許出願の状況、開発内容及び開発成果を把握するとともに、開発成果について報道発表、ホームページ及び展示会等を活用して、戦略的な知的財産等の保護に配慮しつつ、分かりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ. チーム内の開発会議や事業実施説明会等において、開発実施者に対して自らも社会に向けて開発内容やその成果について、戦略的な知的財産等の保護に配慮しつつ情報発信するよう促す。
- ハ. これまでに「機器開発タイプ」等で開発されたプロトタイプ機(製品化された機器を含む)の 性能情報等を掲載するため、開発者から情報を収集し、データベースを整備・提供する。

vi. その他、推進すべき事項

イ.業務に係る男女共同参画を推進する。

【出資事業】

i. 運営方針

- イ.機構が別に定める規則等のもと、機構の優れた研究開発成果を活用するベンチャー企業への出 資、又は人的・技術的援助を行い、当該企業の事業活動を通じ、機構の研究開発成果の実用化 を促進する。
- ロ.機構は、出資先企業の経営状況を適切に把握し、出口戦略を見据え本事業を行う。

ii. 出資判断および人的・技術的援助

- イ.機構は、出資の可否、出資条件等を審議するために投資委員会(仮称)を設置する。
- ロ.機構は、その支援によって設立されたベンチャー企業および機構の研究開発成果を基に事業活動を行おうとする者の中から、推進プログラムオフィサーと協議して、出資先候補のスクリーニングを行う。
- ハ. 投資委員会(仮称)にて、デューディリジェンス(適正評価手続)における重点調査事項等を 審議し、外部専門機関による調査を行う。
- 二.投資委員会(仮称)にて、上記ハに掲げる調査結果等を踏まえ、出資条件等の大枠を決定し、 その条件について出資先候補と調整する。
- ホ. 出資先候補との調整結果に基づき投資委員会(仮称)にて、出資可否の審議を行う。
- へ.必要に応じて、起業や経営に関する助言やアドバイス、機構の人的ネットワークを活用した人 材紹介(人的支援)、機構の研究開発支援の実績に基づく技術情報や研究者紹介(技術的支援) 等を行う。

iii. 評価と評価結果の反映・活用

イ. 出資判断プロセス、出資先企業への人的・技術的援助等、本事業に係るマネジメント全体について、機構の研究開発成果の実用化を促進するために適切に機能しているか外部有識者・専門

家による評価を行い、結果を事業運営に反映させる。

iv. 成果の公表・発信

イ.機構は、出資および人的・技術的援助により得られた成果について把握し、出資先企業の経営 への影響に配慮しつつ分かりやすく社会に向けて情報発信する。

v. その他、推進すべき事項

イ. 研究開発成果の実用化及びこれによるイノベーション創出を促進するため、関係機関との間の 情報交換など連携協力を推進する。

なお、平成24年度補正予算(第1号)により追加的に措置された運営費交付金及び政府出資金に基づき、企業等が行う、大学等の優れた研究成果の企業化開発の支援について、別途定めた事業計画に基づき、適切な実施体制のもとで計画的に実施する。また、当該計画の進捗状況を公表するとともに、定期的に文部科学省に報告し、文部科学省から改善を求められた場合には、これに適切に対応する。

③東日本大震災からの復興・再生への支援

東日本大震災からの復興に向けて、機構の知見や強みを最大限活用し、科学技術イノベーションの創出に貢献する。

(i)被災地企業、関係行政機関等のニーズを踏まえた、大学等のシーズの育成、産業界に共通する技術的な課題の解決に資する研究開発を推進し、それらの成果を被災地企業に結びつけるマッチングを支援する。

また、目利き人材を活用した大学等のシーズと被災地企業のニーズのマッチング及び産学共同研究を推進する。また、被災地等における安全・安心を確保するため、(ii) 放射線計測分析に係る 先端計測分析技術・機器の研究開発を推進する。

「推進方法]

【産学官連携による被災地科学技術イノベーション創出(目利き人材を活用した大学等のシーズと被災地企業のニーズのマッチング及び産学共同研究の推進)】

i. 被災地ニーズの収集

イ. 宮城県、岩手県、福島県に目利き人材を配置し、目利き人材の活用等により被災地企業のニーズを発掘し、当該ニーズに適合する被災地の大学等をはじめとした全国の大学等の技術シーズとマッチングする。

ii. 社会実装に向けた産学連携による研究開発の推進

イ.目利き人材を活用し、被災地ニーズ、特に被災地の中小企業を中心とする企業のニーズに適合する大学等研究機関の技術シーズについて実用化可能性の探索及び短期間での社会実装に向けた産学連携による研究開発を推進する。

iii. 研究開発の推進

- イ. プログラムオフィサーの運営方針のもと、研究開発課題の段階や特性等に応じた効果的な研究 開発を推進する。継続83課題については、年度当初より研究開発を推進する。
- ロ. 研究開発の進捗に応じて研究開発計画を機動的に見直し、研究開発費の柔軟な配分を行う。

iv. 研究開発成果の社会実装

イ. 産学共同研究の成果の短期間での社会実装に努める。その際、被災地企業の財務状況を考慮しつつ、マッチングファンドの導入等により民間資源の積極的な活用を図る。

v. 関連機関との連携

イ. 事業の円滑な推進を図るため、被災地ニーズを踏まえた震災復興事業の運営を実施するための 事業体制を整え、被災地を中心とした自治体、大学、産業界との緊密な関係を形成して、意見 交換を実施するとともに、その結果を事業運営方針に反映する。

vi. 評価と評価結果の反映・活用

イ. 前年度に終了した9課題について、外部有識者・専門家の参画による事後評価を実施し、中期 計画の目標との比較検証を行い、必要に応じて事業の運営に反映させる。

vii. 成果の公表・発信

- イ. 研究開発の内容、成果、研究開発終了後の研究開発継続状況及び企業化状況について把握し、 知的財産等の保護に配慮しつつ、分かりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ. 研究実施者自らも社会に向けて研究開発内容やその成果について、知的財産等の保護に配慮し つつ情報発信するよう促す。

【産学官連携による被災地科学技術イノベーション創出 (関係行政機関等のニーズを踏まえた、大学等のシーズの育成に資する研究開発の推進)】

i. 評価と評価結果の反映・活用

イ. 前年度に終了した1課題について、外部有識者・専門家の参画による事後評価を実施し、中期 計画の目標との比較検証を行い、必要に応じて事業の運営に反映させる。

ii. 成果の公表・発信

- イ. 研究開発の内容、研究開発成果に係る論文発表、口頭発表及び特許出願の状況及び成果の社会・ 経済への波及効果等について把握し、知的財産等の保護に配慮しつつ、分かりやすく社会に向 けて情報発信する。
- ロ. 研究実施者自らも社会に向けて研究開発内容やその成果について、知的財産等の保護に配慮し つつ情報発信するよう促す。

【産学官連携による被災地科学技術イノベーション創出(関係行政機関等のニーズを踏まえた、産業界に共通する技術的な課題の解決に資する研究開発の推進)】

i. 基盤研究の推進

イ. 東北産業界が望む特定テーマに関する技術的な課題の解決のための基盤研究を推進する。

ii. 研究開発の推進

- イ. プログラムオフィサーの運営方針のもと、研究開発課題の段階や特性等に応じた効果的な研究開発を推進する。継続10課題については、年度当初より研究開発を推進する。
- ロ. 研究開発の進捗に応じて研究開発計画を機動的に見直し、研究開発費の柔軟な配分を行う。

iii. 評価と評価結果の反映・活用

イ. 今年度は事後評価及び追跡調査を実施しないが、研究開発の進捗状況を把握して、中期計画の 目標との比較検証を行い、必要に応じて事業の運営に反映させる。

iv. 成果の公表・発信

- イ. 研究の内容、研究成果に係る論文発表、口頭発表及び特許出願の状況及び成果の社会・経済への波及効果等について把握し、知的財産等の保護に配慮しつつ、分かりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ. 研究実施者自らも社会に向けて研究開発内容やその成果について、知的財産等の保護に配慮しつつ情報発信するよう促す。

【放射線計測分析に係る先端計測分析技術・機器の研究開発】

i. 開発課題の選抜

イ. 文部科学省から示される基本方針を踏まえ、領域総括(プログラムオフィサー)が、外部有識者・専門家の参画を得つつ、被災地等における行政ニーズ、現地ニーズ等を見据えて、放射線計測領域分科会において採択課題を厳選し決定する。選考にあたっては開発費の不合理な重複や過度の集中を排除した上で、採択課題を決定する。

ii. 研究開発チームの編成

イ. 開発主監 (プログラムディレクター)、領域総括 (プログラムオフィサー)等から構成される 委員会のもと、産学官が参画したチーム編成により研究開発を推進する。

iii. 開発の推進

- イ. 新規採択課題について、領域総括(プログラムオフィサー)の運営方針のもと、放射線計測領域分科会を 定期的に開催する等により、社会的ニーズ・課題に対応しつつ、将来の創造的・ 独創的な研究開発に資する先端計測分析技術・機器の創出に向けて効果的に開発を推進する。
- ロ. 開発費が有効に使用されるよう、開発の進捗及び開発費の使用状況を把握し、柔軟かつ弾力的 な開発費配分を行う。
- ハ. 研究開発成果に基づく戦略的な知的財産の形成に努める。特に被災地のニーズが高い実用化タイプについては、開発終了時において、開発された機器・システムが実用可能な段階(開発期

間終了時に受注生産が可能) に到達するよう、開発を推進する。

iv. 民間資源の活用

イ. 研究開発にあたっては、マッチングファンドの導入等により民間資源の積極的な活用を図る。

v. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 前年度に開発期間が終了した6課題について、開発成果の達成状況等を検証するため、外部有識者・専門家により課題の事後評価を実施し、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて事業の運営に反映させる。
- ロ. 中間評価及び事後評価の結果について、報告書として取りまとめ、ホームページ等を活用し、 公表する。

vi. 成果の公表・発信

- イ.本領域の開発成果に係る論文発表、口頭発表、特許出願の状況、開発内容及び開発成果を把握 するとともに、開発成果について報道発表、ホームページ及び展示会等を活用して、戦略的な 知的財産等の保護に配慮しつつ、分かりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ. チーム内の開発会議や事業実施説明会等において、開発実施者に対して自らも社会に向けて開発内容やその成果について、戦略的な知的財産等の保護に配慮しつつ情報発信するよう促す。
- ハ. 構築したデータベースに放射線計測領域で開発されたプロトタイプ機の性能情報等を掲載するため、開発者から情報を収集する等、データベース公開に向けた必要な手続きを行う。

④国際的な科学技術共同研究等の推進

機構は、文部科学省が戦略的に重要なものとして設定した相手国・地域及び研究分野において、地球温暖化や大規模な自然災害などの地球規模課題の解決や、グリーンイノベーションやライフイノベーションなどの国際共通的な課題の達成、また我が国及び相手国の科学技術水準の向上に向けて、国の政策に基づき、国際的な枠組みのもと共同研究等を実施する。政府開発援助(ODA)との連携によるアジア・アフリカ等の開発途上国との共同研究(以下「地球規模課題対応国際科学技術協力」という)、政府間合意に基づく欧米等先進諸国や東アジア諸国等との共同研究(以下「戦略的国際共同研究」という)及び研究交流(以下「戦略的国際科学技術協力」という)を推進し、課題達成型イノベーションの実現に向けた研究開発を加速する。また、これらの活動を通じて科学技術外交の強化に貢献する。

[推進方法]

【地球規模課題対応国際科学技術協力】

- i. 研究者及び研究開発課題の選定
 - イ.地球規模課題の解決のために文部科学省が戦略的に重要なものとして設定した研究分野において、地球規模課題の解決、科学技術水準の向上及び開発途上国の自立的な研究開発能力の向上に資する研究領域及び該当研究領域を統括し運営する研究主幹(プログラムオフィサー)を選定し、次年度の新規国際共同研究課題の公募の開始が可能となるよう適切な時期までに決定す

- る。その際、前年度までに設定した分野又は研究領域について再検討を行い、公募実施の有無について決定する。
- ロ. 上記の研究分野において、国際研究課題の選定にあたっての方針を募集要項で明らかにした上で、研究課題の公募を行う。また、外部有識者・専門家の参画を得つつ研究領域の趣旨に合致し、開発途上国のニーズを踏まえた研究提案であるかという視点から、研究者及び研究課題を選定する。その際、研究開発費の不合理な重複や過度の集中を排除する。
- ハ. 研究者及び研究課題の公募・選定にあたっては、独立行政法人国際協力機構(JICA)と連携する。併せて、新たな国における地球規模課題の国際共同研究テーマの探索・発掘を行う。

ii. 国際共同研究の推進

- イ.研究主幹(プログラムオフィサー)の運営方針のもと、研究課題の特性や進展状況などに応じた効果的な研究を推進する。
- ロ. 継続 5 領域 61 課題については年度当初より、新規課題については年度前半を目処に、国際共同研究を推進する。
- ハ. 研究開発の進捗に応じて研究開発計画を機動的に見直し、研究開発費の柔軟な配分を行う。
- 二. 研究開発成果に基づく知的財産の形成に努める。
- ホ. 新規課題の採択決定後速やかに研究に着手できるよう、研究計画の策定や研究契約の締結等に 係る業務を迅速に行う。
- へ. 国際共同研究の強化・発展及び社会実装に向けた次のフェーズへの展開のため、事業関係者以外の理解者・協力者を増やすとともに、これら理解者・協力者と事業関係者との連携を促進する環境を醸成する。

iii. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 平成 22 年度に採択した 5 課題及び平成 23 年度に採択した 9 課題のうち評価対象となった課題について、外部有識者・専門家の参画による中間評価を実施し、評価結果をその後の資金配分や研究計画の変更等に反映させる。また、平成 20 年度に採択した 3 課題、平成 21 年度に採択した 13 課題及び平成 22 年度に採択した 1 課題のうち評価対象となった課題について、外部有識者・専門家の参画による事後評価を実施し、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて評価結果を事業の運営に反映させる。
- ロ. 評価結果については、ホームページ等を活用し、公表する。
- ハ. 既に終了した課題について、社会実装に向けた次のフェーズへの展開が図られているか中期計 画の目標値との比較検証を行う。

iv. 成果の公表・発信

- イ. 本事業における取組について社会に向けて積極的に情報発信する。
- ロ. 研究内容、研究成果に係る論文発表、口頭発表、特許出願の状況及び成果の社会・経済への波及効果等について把握するとともに、研究成果について報道発表及びホームページ等を活用して、分かりやすく社会に向けて情報発信する。
- ハ. 研究者自らも社会に向けて研究内容やその成果について情報発信するよう促す。

- v. その他、推進すべき事項
 - イ.業務に係る男女共同参画を推進する。

【戦略的国際共同研究】

- i. 研究者及び研究開発課題の選定
 - イ.政府間合意に基づき文部科学省が戦略的に重要なものとして設定した相手国・地域及び研究分野において、グリーンイノベーションやライフイノベーションなどの国際共通的な課題解決及び諸外国との連携を通じた我が国の科学技術力の強化に資する研究領域及び該当研究領域を統括し、運営する研究主幹(プログラムオフィサー)を選定する。
 - ロ. 上記の研究領域において、国際研究課題の選定にあたっての方針を募集要項で明らかにした上で、研究課題の公募を行う。また、外部有識者・専門家の参画を得つつ研究領域の趣旨に合致した研究提案であるかという視点から、研究者及び研究課題を選定する。その際、研究開発費の不合理な重複や過度の集中を排除する。
 - ハ. 研究者及び研究課題の公募・選定にあたっては、相手方研究費配分機関と連携する。

ii. 国際共同研究の推進

- イ.研究主幹(プログラムオフィサー)の運営方針のもと、研究課題の特性や進展状況などに応じた効果的な研究を推進する。
- ロ. 継続 26 課題については年度当初より、新規課題については採択後速やかに、国際共同研究を 推進する。
- ハ、研究開発の進捗に応じて研究開発計画を機動的に見直し、研究開発費の柔軟な配分を行う。
- 二. 国際的な研究者の人的ネットワークの構築、我が国の研究人材の育成及び研究成果に基づく知的財産の形成に努める。
- ホ. 新規課題の採択決定後速やかに研究に着手できるよう、研究計画の策定や研究契約の締結等に 係る業務を迅速に行う。

iii. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 前年度に国際共同研究が終了した4課題について、外部有識者・専門家の参画による事後評価 を実施し、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて評価結果を事業の運営に反映 させる。
- ロ. 評価結果については、ホームページ等を活用し、公表する。

iv. 成果の公表・発信

- イ. 研究内容、研究成果に係る論文発表、口頭発表、特許出願の状況及び成果の社会・経済への波及効果等について把握するとともに、研究成果について報道発表及びホームページ等を活用して、分かりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ. 研究者自らも社会に向けて研究内容やその成果について情報発信するよう促す。

v. その他、推進すべき事項

イ.業務に係る男女共同参画を推進する。

【戦略的国際科学技術協力】

- i. 国際科学技術協力の推進
 - イ.政府間合意に基づき文部科学省が戦略的に重要なものとして前年度までに設定した相手国・地域及び研究分野において、国際研究交流を推進する。継続 78 課題については年度当初より研究及び交流を実施する。研究及び交流の実施にあたっては、協力相手機関との協議や研究集会、シンポジウム及びセミナー等の機会を通じ、進捗の把握に努めるとともに、外部有識者・専門家の助言を得つつ、国際共通的な課題解決や我が国と諸外国との関係強化そして我が国の科学技術イノベーションの創出に資する成果の達成に向けて効果的・効率的に研究及び交流を実施する。

ii. 評価と評価結果の反映・活用

イ. 前年度に終了した 51 課題について、適切な事後評価の進め方について協力相手機関と協議の上、外部有識者・専門家の参画による事後評価を実施し、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて評価結果を事業の運営に反映させる。

iii. 成果の公表・発信

- イ. 研究内容、研究成果に係る論文発表、口頭発表、特許出願の状況及び成果の社会・経済への波及効果等について把握するとともに、研究成果について報道発表及びホームページ等を活用して、分かりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ. 研究者自らも社会に向けて研究内容やその成果について情報発信するよう促す。

iv. その他、推進すべき事項

イ. 業務に係る男女共同参画を推進する。

【海外情報の収集】

- i. 海外情報の収集及び活用
 - イ.海外事務所等を拠点として、地球規模課題対応国際科学技術協力、戦略的国際共同研究及び戦略的国際科学技術協力等に係る情報の収集及び提供、並びに国内外の関係機関との連携により、シンポジウム、ワークショップ等の開催や研究開発課題選定等に係る連絡調整を行う。
 - ロ. 収集した情報を機構の業務に活用するとともに、ホームページ等を通じて対外的な情報発信に 努める。

⑤知的財産の活用支援

機構は、大学等における基礎研究により生み出された新技術の実用化を促進するため、大学等の研究成果の特許化を支援するとともに、我が国の知的財産戦略、市場動向やライセンスのための交渉力を踏まえた強い特許群の形成やこれらの特許・特許群を基礎とした産学マッチングの「場」の提供などを通じた知的財産の活用を促進する。

[推進方法]

i. 特許化の支援

- イ. 海外特許出願を希望する大学等の申請発明に対し目利きを行い、外部有識者・専門家による審査を通じて、特に企業化の可能性が高く海外特許出願することが我が国の国益の確保に大きく貢献すると認められるものを選定し、その海外特許出願を支援する。さらに、我が国の国際知的財産戦略として重要なテーマについて、核となる特許を中心とした特許群の形成に係る支援を行う。
- ロ. 大学等からの要請に応じて、特許の質の向上を図るため、大学等で行き届かない発明者への特許相談・発明評価(特許性の評価等)を行い、大学の知的財産本部等を支援する。
- ハ. 国または機構の主導する研究開発プロジェクトに参画し、特許分析やポートフォリオの作成、 特許マップの作成等を行うことを通して、知財面で同プロジェクトを支援する。

ii. 未利用特許の活用加速

- イ. 研究成果の迅速な展開に資するべく、大学等が保有するライセンス可能な特許情報のデータベースを、関連する技術情報と併せて一般に対して広く提供し、大学等の未利用特許の活用を加速化する。
- ロ. 重点化が必要と認められる技術分野について、大学等が保有する特許の価値向上、企業等における活用加速化のための提案を募集し、外部有識者・専門家による審査を経て、有望技術に対して試験研究及び技術移転調査に係る支援を行う。
- ハ. 全国の大学等に散在する知財のうち、大学等単独では困難であるが機構が集約することで活用が見込まれるものについて、外部有識者・専門家等による審査を経て大学から有償で取得する。 集約した知財等について、産業界からの意見も踏まえ、群化・パッケージ化等により価値向上を図り、必要な体制を整備した上で国内及び海外の企業へのライセンス等につなげる。

iii. 技術移転の促進

- イ.大学等及び機構の研究開発成果について、研究段階において自由な利用を可能とする仕組みを 含め、研究開発成果展開を総合的に支援するデータベース等により、技術情報を随時更新して 公開する。また、新技術に関する説明会や展示会を開催し、企業ニーズとシーズのマッチング 機会を提供する。
- ロ. 大学等及び機構の研究開発成果の企業化に取り組む企業の探索において、目利き人材や企業等とのネットワークを活用するとともに、金融機関等とも連携することにより、研究開発成果のあっせん・実施許諾に着実に結びつける。
- ハ. 大学や企業等からの技術移転に関する質問や相談に対応して、技術移転を促進させる。また、研修に対するニーズや要望を踏まえるとともに外部有識者による委員会を活用し構築した研修カリキュラムをもとに、大学等における技術移転活動を担う人材に対し必要な研修を行って実践的能力向上を図るとともに、参加者の交流を通じた人的ネットワークの構築を支援する。

iv. 評価と評価結果の反映・活用

イ. 海外特許出願支援制度(特許群の形成支援も含む)において、支援した発明が特許になった割合(特許化率)の調査及び特許化支援事業の利用者に対するアンケート調査を実施し、中期計

画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。

- ロ. あっせん・実施許諾を行った契約の対象特許件数、事業支援対象者のアンケート調査について、 中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。
- ハ. 機構が集約した知財等について、ライセンス等活用状況、取得に要した経費、後年度負担額等 を踏まえ検証を行い、結果を事業の運営に反映させる。
- ニ. マッチングの「場」等の実施において、制度利用者や参加者にアンケート調査を実施、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。

v. 成果の公表・発信

- イ. 支援を行った特許の出願後の取得状況、実施許諾状況、共同研究状況、機構が集約した知財の ライセンス実績等、及びその社会・経済への波及効果について把握し、ホームページ等を活用 して、分かりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ.企業ニーズとシーズのマッチング、人材研修、知的財産活用の加速化、研究開発成果のあっせん・実施許諾の実施状況及びその社会・経済への波及効果について把握し、個別企業情報の取扱い等に配慮しつつ、ホームページ等を活用して、分かりやすく社会に向けて情報発信する。

vi. その他、推進すべき事項

イ.業務に係る男女共同参画を推進する。

⑥革新的新技術研究開発の推進

(革新的新技術研究開発業務)

将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な新技術の創出を集中的に推進するため、国から交付される補助金により基金を設け、総合科学技術・イノベーション会議が策定する方針の下、実現すれば産業や社会のあり方に大きな変革をもたらす科学技術イノベーションの創出を目指し、革新的な新技術の創出に係る研究開発を推進する。

[推進方法]

i . 基金の運用方針

イ.総合科学技術・イノベーション会議が策定する方針の下、実現すれば産業や社会のあり方に大きな変革をもたらす科学技術イノベーションの創出を目指す。

ii. 研究開発の推進

- イ. プログラム・マネージャーの採用に関する総合科学技術・イノベーション会議の決定を踏まえて、プログラム・マネージャーを雇用するとともに、プログラム・マネージャーの活動を支援する体制を構築する。
- ロ. プログラム・マネージャーの実施管理のもと、研究開発課題の特性や進展状況などに応じた効果的な研究開発を推進する。
- ハ. 研究開発の推進にあたり、プログラム・マネージャーの構想した研究開発プログラムが革新的 研究開発推進プログラム有識者会議等で確認された後、速やかに研究開発に着手できるよう、

事業実施説明会等を開催するとともに、研究開発契約の締結等に係る業務を迅速に行う。

二.研究開発成果の社会還元に向け、知的財産の形成に努めるとともに、機構の技術移転制度等を 積極的に活用して成果の展開を促進する。

iii. 成果の公表・発信

イ.研究開発内容、研究開発成果に係る論文発表、口頭発表、特許出願の状況及び成果の社会・経済への波及効果等について把握するとともに、研究開発成果について報道発表、ホームページ、メールマガジン等を活用して、知的財産等の保護に配慮しつつ、分かりやすく社会に向けて情報発信する。

iv. その他、推進すべき事項

イ.業務に係る男女共同参画を推進する。

(2) 科学技術イノベーション創出のための科学技術基盤の形成

①知識インフラの構築

a. 科学技術情報の流通・連携・活用の促進

機構は、科学技術イノベーションの創出に寄与するため、我が国の研究開発活動を支える科学技術情報基盤として、利用者が必要とする科学技術情報の効果的な活用と国内学協会等による研究成果の国内外に向けた発信が促進される環境を構築し、科学技術情報の流通を促進する。

科学技術情報流通の促進にあたっては、科学技術情報を政策立案や経営戦略策定などにおける 意思決定に資する形で提供するため、機構内外の科学技術情報を統合して検索・抽出し分析する ことが可能なシステムを構築し、展開する。また、組織や分野の枠を越えた人的ネットワークの 構築を促進するため、研究者及び技術者等に関する情報を幅広く活用できる環境を構築する。

なお、これらの取組を効果的かつ効率的に進めるため、科学技術情報をもつ産学官の機関との 連携を進めるとともに、常に利用者ニーズを把握し、利用者視点に立ってシステムの利便性向上 を図る。

[推進方法]

- i. 研究開発活動に係る基本的な情報等の収集・整備・提供
- イ. 国内の大学、公的研究機関等を対象とした研究機関情報、研究者情報を収集するとともに、国立情報学研究所との連携のもと、研究者情報データベース(以下、「Researchmap」という)を整備・提供する。データの整備にあたっては、各機関の保有する研究者情報データベース等の情報源を活用し、効率的に行う。
- ロ. 国内外の科学技術関係資料を収集し、掲載されている論文等の論文名、著者名、発行日等の書 誌情報について 130 万件以上のデータを整備し、データベースへ収録する。また、国内の特許 情報についても整備し、データベースへ収録する。
- ハ. 研究成果(文献書誌、特許)の検索等に有用な科学技術用語辞書と機関名辞書を整備する。
- ニ. 上記イ~ハで整備した研究開発活動に係る基本的な情報を中核として機構内外の科学技術情報

の横断的な利用を促進する科学技術総合リンクセンター(以下、「J-GLOBAL」という)について、 その活用と普及を図る。また利用者のニーズ等を踏まえ、基本情報間の関連付け精度向上等、 J-GLOBAL の機能拡張及び改善を行うとともに、他機関のもつデータベースとの連携を促進する。

ii. 科学技術論文の発信、流通の促進

- イ. 我が国の学協会の発信力強化と、研究成果の国内外に向けた幅広い流通を促進するため、国内学協会による電子ジャーナル出版のための共通プラットフォームとして、論文の審査、編集及び流通等を統合的に行うシステム(以下、「J-STAGE」という)を運用し、提供する。
- ロ. J-STAGE については、サービスの利用を促進するため、利用者のニーズを把握し、利用者視点に 立ってシステムの利便性向上を図る。

iii. 科学技術情報の統合・分析機能の構築

- イ. 科学技術情報に係るデジタル情報資源のネットワーク化等を促進するため、関係機関と共同で コンテンツの所在情報を整備し、その整備した情報をデータベースリンク機能として提供する。
- ロ. 科学技術情報を政策立案や経営戦略策定などにおける意思決定に資する形で提供するため、上記で整備した基本情報及びそれらに関連する機構内外の科学技術情報を統合して検索・抽出し分析することができる機能を構築するとともに、ホームページにより、分析データや分析手法等を国内外に提供する。

iv. 人的ネットワークの構築促進

イ. 科学技術イノベーションの創出に寄与するため、組織や分野の枠を越えた人的ネットワーク構築を促進するべく、Researchmap の機能改善を行う。また、人材インフラで整備される求人・求職情報データベース(JREC-IN)と Researchmap の間で、研究者等の研究成果情報及び研究機関情報を相互活用し、連携を推進する。

v. 科学技術に関する文献情報の提供

イ. 科学技術文献情報提供事業は、「独立行政法人の事務事業の見直しの基本方針」に基づき、平成 24 年度より移管している民間事業者のサービスの実施にあたっては、業務の確実な実行や 改善を促すため、民間事業者と密接に連携し、必要な支援を行う。

vi. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 収集した資料に掲載された論文等の書誌情報の整備・収録件数について、中期計画の目標値と の比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。
- ロ. J-GLOBAL の利用件数について、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。
- ハ. J-STAGE の参加学協会誌数について、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。
- ニ. J-STAGE 登載論文の年間ダウンロード数について中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。
- ホ. 他の機関・サービスとの連携実績について、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応

じて結果を事業の運営に反映させる。

へ. J-GLOBAL 及び J-STAGE の利用者に対して満足度を図るアンケートを実施し、本サービスは有用であるとの回答の割合について、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて評価結果を事業の運営に反映させる。

vii. 成果の公表・発信

イ. データベースサービスの利用状況、利用者の満足度等を把握し、これらの成果を分かりやすく 社会に向けて情報発信する。

viii. その他、推進すべき事項

イ.業務に係る男女共同参画を推進する。

b. ライフサイエンスデータベース統合の推進

機構は、基礎研究や産業応用につながる研究開発を含むライフサイエンス研究開発全体の活性化に貢献するため、国が示す方針のもと、各研究機関等におけるライフサイエンス研究の成果が広く研究者コミュニティに共有され、活用されるよう、各研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野のデータベースの統合に必要な研究開発を実施し、外部有識者等を入れた運営委員会から助言を受けつつ、ライフサイエンス分野のデータベースの統合を推進する。

「推進方法]

i. 統合戦略の企画立案

イ. ライフサイエンス分野のデータベースの統合の方法、手順、必要な要素技術などを調査・検討 し、データベース統合に向けた基本的な戦略を企画・立案する。

ii. 基盤技術の研究開発

- イ. プログラムオフィサーの運営方針のもと、研究開発課題の段階や特性などに応じた効果的な研究開発を推進する。
- ロ. データベース統合化の実現に向けて基盤となる技術の研究開発を実施する。また、分野ごとの データベース統合化を進めるため、継続 1 課題については、年度当初より研究開発を実施し、 新規課題については採択後速やかに研究開発を推進する。
- ハ. 研究開発の進捗に応じて研究開発計画を機動的に見直し、研究開発費の柔軟な配分を行う。
- 二. 研究開発成果に基づく知的財産の形成に努める。

iii. 統合及びシステムの運用

イ. 統合システム公開用のポータルサイトを引き続き運用するとともに、統合システムの拡充・維持管理等を行う。

iv. 評価と評価結果の反映・活用

イ. 研究開発による成果について、ライフサイエンス分野のデータベースの統合に向けた成果が得

られたか検証を行い、必要に応じて事業の運営に反映させる。

ロ. 公開データ数や連携の進展により、ライフサイエンス研究開発全体の活性化に向けた成果が得られたか検証を行い、必要に応じて事業の運営に反映させる。

v. 成果の公表・発信

- イ. 研究内容、研究成果に係る論文発表、口頭発表、特許出願の状況及び成果の社会・経済への波及効果等について把握するとともに、研究成果について報道発表、ホームページ、メールマガジン等を活用して、知的財産などの保護に配慮しつつ、分かりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ. 研究者に対する事業実施説明会をはじめとする関係の会議等を通じて、研究者自らも社会に向けて研究内容やその成果について情報発信するよう促す。

vi. その他、推進すべき事項

イ.業務に係る男女共同参画を推進する。

②科学技術イノベーションを支える人材インフラの構築

a. 次世代の科学技術を担う人材の育成

科学技術イノベーション政策を強力に推進していくためには、次世代の科学技術を担う人材の 育成を継続的・体系的に行う必要がある。そのため、優れた素質を持つ児童生徒等を発掘し、そ の才能を伸ばすことを目指し、先進的な理数系教育を実施する高等学校等の支援をはじめとして、 将来の科学技術人材育成に向けた基盤を整備するとともに、学校現場における児童生徒の理数系 科目への関心・学習意欲や能力を高める取組を促進するため、理数系教育を担う教員の指導力向 上を支援する。

「推進方法】

- i. 次世代の科学技術を担う人材育成のための研究開発
 - イ. 自治体の教育関係者等との連携を図り、聞き取り調査やアンケート調査を通じて、我が国の科学技術に関する学習の現状を把握し、調査結果の分析や国際比較調査等を行う。
 - ロ. 上記調査等を踏まえつつ、大学・研究機関等と協働しながら、効果的な学習方法等の手法開発 を行う。
 - ハ. プログラムで得られた効果の検証、課題の把握及び改善に向けた検証を行い、各プログラムが 相互に関連するよう配慮し、効果的かつ効率的に事業を推進する。

ii. スーパーサイエンスハイスクールの支援

- イ. 文部科学省がスーパーサイエンスハイスクールに指定した高等学校等(以下「指定校」という) 200 校程度や当該高等学校等を所管する教育委員会等と連携を進め、指定校における先進的な科学技術・理数系科目の学習の取組に関する物品等の調達、謝金・旅費支払い、役務処理及び非常勤講師の配置等の支援を円滑かつ迅速に実施する。
- ロ. 指定校の活動の支援について、支援の満足度に関する調査等を行い、必要に応じて、円滑かつ

迅速な支援が可能となるように支援方法に関する見直しを行う。

- ハ. 外部有識者・専門家による委員会や指定校教員等の協力を得ながら、指定校の取組の立案や、 実施への活用が期待される優れた取組の収集、抽出及び提供について前年度までの検討結果を 反映しつつ実施し、成果の普及を図る。さらにアンケート調査の結果を踏まえ、抽出及び提供 方法について検討を継続する。
- 二. 取組の成果や活動の発表及び普及を図るため、全指定校が参加し、一般の人々も参加する生徒研究発表会等を開催する。また、開催した生徒研究発表会等に関するアンケート調査を行い、必要に応じて内容及び運営等に関する改善を行う。

iii. 将来の科学技術人材の育成に向けた基盤の整備

- イ.全国の科学好きな生徒等の研鑽・活躍の場を構築するため、前年度末までに公募により選定した 11 コンテストの実施機関と協議・決定した実施計画に基づき、国際コンテスト参加者の選抜に係る国内大会の開催、選抜した児童生徒への能力伸長のための強化研修及び国際コンテストへの参加に関する活動を支援する。さらに、選定した実施機関や文部科学省と協力して、コンテストの横断的な広報活動等を行い、コンテスト実施機関の活動の活性化を図る。また、科学の甲子園並びに科学の甲子園ジュニアについて、競技問題の作成や都道府県代表選考支援を行い、全国大会を開催する。なお、このうち高校生等を対象としたものについては、連携自治体と協力して全国大会を開催する。
- ロ. 課題解決型・体験型の次世代人材育成活動を支援するため、大学及び科学館等の外部機関のもつ資源を活用した科学技術、理科及び数学(算数)に関する児童生徒の学習の充実を図る取組を公募し、課題解決的・体験的な内容を含む優れた取組であるか等の観点から、外部有識者・専門家の参画による事前評価を行い、新規に開始する高校生等を対象とした国際的な科学技術人材を育成するプログラム8件程度をはじめ、理数分野に関して高い意欲・能力を有する児童生徒を対象とした課題研究・体系的教育プログラム5件程度、小・中・高等学校等の学校現場と大学・科学館等が連携して実施する学習プログラム5件程度、小・中・高等学校等の学校現場と大学・科学館等が連携して実施する学習プログラム250件程度、最先端の研究現場等における合宿形式の学習プログラム90件程度、女子中高生の理系進路選択を支援する学習プログラム10件程度及び中高生の科学部活動を振興するプログラム40件程度の取組を選定し、支援する。なお、中高生の科学部活動を振興するプログラムについては、前年度までに選定した179件の取組と併せて支援する。また、次年度の取組の公募を実施する。
- ハ. 理数に優れた能力・意欲を持つ学生を支援するため、実践型研究リーダーを養成するプログラム4件、理数学生を評価し、受け入れ、大学1から4年次を通じて特別のカリキュラム・セミナー・早期研究室配属等の機会を体系的に提供する育成プログラム9件の取組を支援する。

iv. 理数系教育を担う教員の指導力向上の支援

イ. 理数系教員が優れた指導方法を修得することを支援するため、教員が研究現場において最先端の科学技術を体感するとともに、才能ある生徒を伸ばすための効果的な指導方法を修得するための合宿形式のプログラム 5 件程度の取組を選定し、支援する。また、次年度の取組の公募を実施する。理科・数学(算数)の教育に関して優れた指導法を修得し、地域の理数教育において中核的役割を果たす小・中学校教員を養成するための取組については、前年度までに選定した 4 件の取組を支援する。

ロ. 児童生徒の科学技術に関する興味・関心や知的探究心等を向上させる授業の実施を支援するため、外部有識者・専門家による委員会の審議や教員等の要望を踏まえつつ、前年度に決定した教材の開発方針及び開発企画に基づき、教育関係者等の参画により理科学習に利用しやすい教員用のデジタル教材を開発し、インターネット等を通じて提供する。また、次年度の開発方針及び開発企画について決定する。そして、児童生徒用の自主学習用補助教材や、教員用の補助教材について、外部有識者・専門家の意見や前年度の活用状況を踏まえつつ制作し、発行・配布する。さらに、教育関係者が多く参加するイベント等における紹介や、機構が実施する講習、地域の各機関が実施する教員研修、教育職員免許法に定める免許状更新講習等の機会を利用し、周知を図る。

v. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 次世代の科学技術を担う人材育成のための研究開発においては、科学技術に関する学習の現状を把握するために行った調査や開発した効果的な学習方法等の手法等について、外部有識者・専門家の参画による評価を実施し、必要に応じて得られた結果を以後の活動に反映させる。
- ロ.スーパーサイエンスハイスクールの支援においては事業関係者、教員及び生徒等へアンケート 調査等を行い、得られた本事業についての意見等を踏まえ、文部科学省と連携し、外部有識者・ 専門家の参画による評価を実施し、必要に応じて得られた結果を事業の運営に反映させる。
- ハ. 将来の科学技術人材の育成に向けた基盤の整備においてはプログラムごとに、事業関係者、児童生徒等へアンケート調査等を行い、得られた本事業についての意見等を踏まえ、外部有識者・専門家の参画による評価を実施し、必要に応じて得られた結果を事業の運営に反映させる。
- 二. 理数系教育を担う教員の指導力向上の支援においてはプログラムごとに、事業関係者、教員等 ヘアンケート調査等を行い、得られた本事業についての意見等を踏まえ、外部有識者・専門家 の参画による評価を実施し、必要に応じて得られた結果を事業の運営に反映させる。

vi. 成果の公表・発信

イ.次世代の科学技術を担う人材育成のための研究開発においては科学技術に関する学習の現状についての調査結果や開発した効果的な学習方法等の手法等について、スーパーサイエンスハイスクールの支援においては文部科学省と連携し、取組の内容及び生徒の科学技術に関する学習意欲及び卒業後の進路等の成果について、将来の科学技術人材の育成に向けた基盤の整備においては取組の内容及び児童生徒等の科学技術に関する学習意欲等の成果について、理数系教育を担う教員の指導力向上の支援においては取組の内容及び受講した教員等の取組修了後の活動等の成果について、ホームページ等を活用して分かりやすく社会に向けて発信する。

vii. その他、推進すべき事項

イ. 業務に係る男女共同参画を推進する。

b. 科学技術イノベーションに関与する人材の支援

機構は、博士課程の学生、博士研究員、研究者及び技術者等の高度人材(以下「高度人材」という)の活躍の場の拡大を促進するため、産学官連携のもと、キャリア開発に資する情報の提供

及び能力開発に資する情報の提供等を行う。

「推進方法]

- i. 高度人材のキャリア開発に資する情報の提供
 - イ.大学・研究機関の人材育成センターや民間の情報提供機関と連携し、求人・求職情報のデータ ベースを整備・提供する。また、高度人材のキャリア開発のため、利用者ニーズや外部有識者・ 専門家の意見を踏まえ、科学技術分野を含む高度人材向けの自習教材コンテンツを制作・提供 する。
 - ロ. サービスの利用を促進するため、ソーシャルネットワーキングサービス (SNS) の活用や連携 機関の拡大により効果的にその普及を図る。
 - ハ. 高度人材の求人・求職情報や科学技術分野の自習教材などのキャリア開発に資する情報を提供 する研究人材ポータルサイトを平成26年度より公開する。
- ii. 高度人材のキャリア開発に資する情報の活用の支援
 - イ. 大学・研究機関の人材育成センターや民間の情報提供機関との情報の相互共有等の連携を進め、 利便性の向上を図る。
 - ロ. 知識インフラの構築により整備された高度人材の研究成果情報や研究機関の情報を求人・求職 情報等に活用し、発信効果の拡大と利便性向上につなげるための連携を推進する。

iii. 評価と評価結果の反映・活用

- イ. 他の機関・サービスとの連携実績について、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。
- ロ. サービスの利用者にアンケートを実施し、本サービスが有用であるとの回答の割合について、 中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。
- ハ. 本サービスの利用登録者数について、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて結果を事業の運営に反映させる。

iv. 成果の公表・発信

イ. 計画の達成度、サービスの利用状況、利用者の満足度等を把握し、分かりやすく社会に向けて 情報発信する。

v. その他、推進すべき事項

イ.業務に係る男女共同参画を推進する。

c. 海外との人材交流基盤の構築

(i) 外国人研究者宿舎の提供

外国人研究者が我が国で研究活動を行うにあたり、住環境が障害とならないように外国人研究者 に宿舎を提供する。

[推進方法]

- i. 外国人研究者宿舎の運営
 - イ. 外国人研究者用の宿舎を委託により運営することにより、外国人研究者が研究に専念できる環境を整備・提供する。

ii. 運営状況の把握及び改善

イ. 委託先である運営業者が、契約に基づき、適切に外国人研究者宿舎を運営し、各種生活支援サービスを提供しているか、常に把握し、必要に応じ改善されるよう努める。

iii. 評価と評価結果の反映・活用

イ. 外国人研究者宿舎の入居率について、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて比較検証した結果を事業の運営に反映させる。

iv. 成果の公表・発信

イ. 外国人研究者宿舎の運営状況及びその波及効果について把握し、ホームページ等を通じて、社会に向けて情報発信する。

(ii) 科学技術分野におけるアジアとの青少年交流の促進

海外からの優秀な科学技術イノベーション人材の将来の獲得に資するため、科学技術分野でのアジアとの青少年交流を促進する。

「推進方法]

- i. 事業の基本方針の策定
 - イ.機構は、外部の専門家を交えた委員会を組織し、事業の目的、事業の実施方法、招へい目標人数等を定めた基本方針について、委員会の審議を経た上で策定する。
- ii. 特に優秀な人材の招へい(交流事業)
 - イ.機構は、招へい対象国からの優秀な青少年の招へいに資するため、機構が実施してきた国際共同研究の枠組みや、青少年国際交流の枠組みで得られた情報等を元に、招へい国において、教育や科学技術研究などで高いレベルを有する高等学校や大学、研究機関について、リスト化し、送出し機関として登録する。
 - ロ.機構は、招へい対象国・地域の科学技術・教育関連の省庁や公的機関等に事業の趣旨を説明し、 事業への参画を促す。
 - ハ.機構は、日本の受入機関と海外の送出し機関が共同で作成する交流計画について、機構に提出された交流計画案が基本方針を達成する上で適当なものかどうか等の視点に基づき、委員会において審査する。交流計画の作成に当たっては、交流計画中に、機構が用意する「科学技術交流コンテンツのプラットフォーム」のコンテンツを原則として盛り込むこととする。機構は、審査結果に基づき、必要に応じて交流計画の一部変更等の指示を行ったうえで、交流計画を決定する。
 - ニ. 決定された交流計画については、機構と受入機関において契約を締結し、事業を実施する。

ホ. 機構は、交流計画を実施した機関から成果報告書を受領し、得られた成果等を事業の質の向上 につなげるため、今後の事業の推進に活用する。

iii. 科学技術交流コンテンツのプラットフォーム構築

- イ.機構は、自らが有する科学技術交流に関するコンテンツに加え、他機関が行う科学技術交流イベント、展示館等のコンテンツをリスト化し、「科学技術交流コンテンツのプラットフォーム」としてウェブ上で概要を公開する。
- ロ. プラットフォームの情報を、国際交流活動を実施する機関に提供し、当該実施機関の交流事業 において上記のコンテンツの使用を促すため、機構は、情報提供、交流事業に適切なコンテン ツ案の提示や、コンテンツを活用する場合の日程調整等、交流事業実施機関の要請に応じて必 要な支援を行う。

iv. 評価と評価結果の反映・活用

- イ.機構が招へいした青少年数及び機構が提供する科学技術交流コンテンツへの参加者数について、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じてその結果を事業の運営に反映させる
- ロ. 交流事業の実施結果を踏まえ、優秀な青少年を招へいできるスキームとなっていることを確認 する。
- ハ. 本事業に参加した青少年に対して、事業内容の日本の科学技術に対する関心や将来の日本への 留学、就職の希望等を調査する等、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じて結果 を事業の運営に反映させる。
- 二.本事業に参加した青少年に対して、帰国後もメールマガジン等で情報を提供し、日本への関心が持続するよう取り組む。また、帰国後の進路等を追跡できるようなスキームを構築する。さらに、参加者が将来、日本に再来日することを促すため、留学情報や日本の科学技術に関する情報を入手できる環境を整えるため、情報提供の場を構築する。

v. 成果の公表・発信

イ. 事業の実施結果について取りまとめ、交流事業に関わった機関に対して提供する。また事業成果を広く発信し、国内外の機関に本事業への参加を促す。

③コミュニケーションインフラの構築

我が国の科学技術政策について国民の理解と信頼を得るとともに、国民の科学技術リテラシーの向上を図るためには、双方向の科学技術コミュニケーション活動を一層推進する必要がある。機構は、地域や年齢等を問わず、国民全体に対する科学技術コミュニケーション活動を活性化するため、リスクコミュニケーションを含む多様な科学技術コミュニケーションを推進するとともに、コミュニケーションの場を作り出すことによって、科学技術コミュニケーションの基盤(インフラ)を構築する。

「推進方法]

- i. 科学技術コミュニケーション手法の調査・研究
 - イ. 我が国の科学技術に関するコミュニケーション(リスクコミュニケーションなど政策的に進め

るべき課題を含む)の現状を把握するとともに、大学・研究機関等と協働しながら、その手法 等に関する調査研究を行う。

ロ. 開発した手法について、他事業や文部科学省リスクコミュニケーション事業等と連携し、展開 を図る。

ii. 科学技術コミュニケーション活動の実施者の支援及びネットワーク構築の支援

イ.機関(日本国内の科学館・科学系博物館等、大学・高等専門学校、公的研究機関、学協会、地方自治体、公益法人・非営利法人、民間企業等)が実施する体験型・対話型の科学技術コミュニケーション活動を通して、社会的な課題の解決を図る取組を支援する。また、科学技術コミュニケーション活動を地域に根付いた活動として定着させるため、地域内に存在する様々な活動主体と連携し、地域ネットワークを構築する取組(前年度からの継続7件を含む)や、先進的な地域拠点科学館を構築する取組(前年度からの継続4件)を支援する。また、新たに支援する取組について公募を行い、外部有識者・専門家による事前評価を経て、支援する取組を選定する。さらに、次年度の取組の公募について実施する。

iii. 日本科学未来館の運営を通じた科学技術コミュニケーションの推進

- イ. 科学技術政策について国民の理解と信頼を得るとともに、国民の科学技術リテラシーの向上に 寄与するため、国民と研究者等との双方向科学技術コミュニケーションの実践を推進する拠点 である日本科学未来館の運営を通して、科学技術コミュニケーションの場を提供する。また、 国民の期待や社会的要請の把握に一層努めつつ、参加者の拡大及び科学技術への興味・関心や 理解の向上を図る。
- ロ. 日本科学未来館における来館者との対話、最先端の科学技術に関する調査、常設展や企画展の調査・企画、館内外におけるイベントの企画・実施、学校・教育機関や国内外の科学館等との連携活動や情報発信等の実践を通じ、科学技術と社会とをつなぐ役割を担う科学コミュニケーターを養成する。また、研究者等に対して、科学技術コミュニケーションの能力開発を行うため、実践の場としての日本科学未来館の特色を活かした研修プログラムを実施する。
- ハ. 国が推進する研究や最先端の科学技術動向等を踏まえ、科学技術を分かりやすく伝え、多様な 科学技術コミュニケーション活動を促進するための常設展、企画展等を、研究者等の監修や参 画のもと、企画・開発し、日本科学未来館等において展示する。また、企画・開発した展示や ノウハウ等を国内外の科学館等に普及展開する。

iv. ポータルサイト及びサイエンスアゴラの運営

- イ.情報技術を活用し、社会事象に沿った、質が高く分かりやすい科学技術コンテンツを制作し、 サイエンス チャンネルやサイエンスポータル等から発信しつつ、これらのサイトを統合的に 運営する。
- ロ. サイエンスアゴラの企画・開催等を通じて、幅広い層を対象に科学技術への興味・関心や理解 の向上を図る。イベントの内容や参画機関は、公募等により決定する。

v. 評価と評価結果の反映・活用

イ. 実施内容について参加者、来館者、養成対象の科学コミュニケーター等の意見を収集するとと

もに、実施した支援等について、外部有識者・専門家による事業評価を実施する。事業評価結果は、中期計画の目標値との比較検証を行い、必要に応じてその後の事業運営に反映させる。

vi. 成果の公表・発信

イ. 実施した科学技術コミュニケーション活動及び成果等をホームページ等を活用して社会に向けて分かりやすく情報発信する。また、参加者、利用者、外部有識者、専門家等からの意見を踏まえ、制作するコンテンツや発信方法について検討・改善を行う。

vii. その他、推進すべき事項

- イ.業務に係る男女共同参画を推進する。
- ロ. 今年度の科学技術コミュニケーションの場への参加者数について 157 万人を目標値とする。

3. その他行政等のために必要な業務

(1) 関係行政機関からの受託等による事業の推進

我が国の科学技術の振興に貢献するため、関係行政機関からの受託等について、その事業目的の達成に資するよう、機構のもつ専門的能力を活用し実施する。

(2) 戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) の実施

府省の枠を超え、基礎研究から実用化・事業化までをも見据えた研究開発を推進し、イノベーションの実現を目指すSIPにおいて、機構が管理法人として指定された課題について、総合科学技術・イノベーション会議が策定する実施方針及び総合科学技術・イノベーション会議が任命したプログラムディレクターがとりまとめ、ガバニングボードが承認した研究開発計画に沿って、管理業務を実施する。

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 組織の編成及び運営

- ・理事長のリーダシップにより、機動的・弾力的に資源配分を行い業務の効率化を推進する。また、 組織を再編して効率化を推進しつつ、全体の統括機能を強化することで、ガバナンス体制を整備す る。
- ・中期目標の達成を阻害する課題(リスク)の把握と対応を適切に行う体制を維持し、リスクの対応 を確実に行う。
- ・法令遵守、内部統制のための組織を整備し、具体的な課題については、案内又は各種説明会を開催するなどして、職員の意識をより一層高めるよう努める。
- ・内部監査や監事監査等を効果的に活用しつつ、モニタリング等を充実させる。

2. 業務の合理化・効率化

- ・一般管理費(公租公課を除く)及び科学技術文献情報提供事業以外の業務に係る業務経費(競争的 資金を除く)については、中期計画で定められた削減率の達成を目指す。競争的資金については、 研究開発課題の適切な評価、制度の不断の見直しや業務運営に係る事務管理経費の効率化を行うと ともに、その効果を具体的に明確にする。また、業務全般については、以下の項目の取組により合 理化・効率化を行う。
- ・随意契約見直し計画に基づき、国の少額随意契約基準以上の調達案件については原則一般競争によるものとし、やむを得ない場合であっても企画競争等とし競争原理を働かせるものとする。ただし、公募による委託研究契約については、外部有識者の評価を得ているため除く。一般競争入札においては、1者応札率の改善に向け努力する。また、企画競争等を含め国の少額随意契約基準以上の契約全てについて、透明性を高めるため、ホームページ等を活用し、契約情報を公表する。
- 研究開発の特性に応じた調達について、他の研究開発法人と連携してベストプラクティスを模索するとともに、経費節減や費用対効果の観点から実現可能なものがあれば実行に移す。
- ・関連公益法人等について、機構と当該法人との再就職の状況や取引の状況等を公表するなどの取組 により、一層の透明性が確保されるよう努める。
- ・情報化統括責任者(CIO)を補佐する体制を強化し、以下について実施する。
 - ① 情報システムについてガバナンスを強化する。
 - ② 情報システムに係る調達について精査を行う。
 - ③ 事故・事象に備え体制の拡充を図るとともに、職員研修を実施する。
- ・以下の取組により、情報セキュリティ対策を推進する。
 - ① サイバー攻撃に対する総合的な対策を推進する。
 - ② 情報セキュリティのベースライン対策を明確化し、PDCAが回る仕組みを確立する。
 - ③ 最高情報セキュリティ責任者(CISO)の指揮のもと、政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。
 - ④ 平成25年度から実施しているサイトの集約化作業を継続する。
- ・本部(埼玉県川口市)や東京都練馬区及び茨城県つくば市の2か所に設置している情報資料館や職員宿舎については、保有の必要性や分散設置の必要性について、移転等のトータルコスト等も踏まえた調査検討を継続する。

- ・以下の取組により、研究成果の活用促進及び管理の適正化を一層推進する。
 - ① 機構の保有特許のみならず、大学や企業等の特許も含めその活用促進を図る。このとき、特許 のパッケージ化によるライセンス活動に注力する。
 - ② 知的財産の活用のためには国際的な権利取得が必要となることを踏まえ、原則として、国際出願をすることが適切と考えられる発明を出願、審査請求する。
 - ③ 大学等からの特許集約にあたっては、大学等単独では困難であるが機構が集約することで活用が見込まれる観点から知財を取得する。
 - ④ 出願審査段階での中間対応時や権利取得後の特許料納付時において、利活用の観点から再評価を行い、利活用の見込みがない特許については権利放棄する。
- ・給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、機構の業務の特殊性を踏まえた適正な 水準を維持するとともに、検証結果や取組状況を公表する。

3. 財務内容の改善

- ・日本科学未来館の運営にあたり、入場料収入や施設使用料等の自己収入についての実績を把握し、 積極的に自己収入の増加に向けた取組を進めることにより、計画的な運営を行う。
- ・科学技術文献情報提供事業については、策定した経営改善計画に基づき、累積欠損金の縮減を図る。
- ・毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳 格に行う。

Ⅲ 予算、収支計画及び資金計画

別紙参照

IV 短期借入金の限度額

・短期借入金の限度額は263億円とする。短期借入が想定される事態としては、運営費交付金等の受け入れに遅延が生じた場合、緊急性の高い不測の事態が生じた場合等である。

IV. 2. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

- ・与野宿舎については、譲渡収入による国庫納付に向け、必要な手続きを進める。
- ・JSTイノベーションプラザについては、以下により自治体等への移管等を進める。
 - ① 移管に向けた自治体等との協議等を進める。
 - ② 譲渡により収入が生じた場合は、国庫納付に向けた必要な手続きを進める。

V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

・重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

VI 剰余金の使途

・機構の実施する業務の充実、所有施設の改修、職員教育、業務の情報化、広報の充実に充てる。 ただし、出資事業から生じた剰余金は、同事業に充てる。

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

・機構の実施する業務を効果的・効率的に推進するため、本部、外国人研究者宿舎、日本科学未来館 を整備・更新する。

なお、施設整備費補助金には平成25年度補正予算(第1号)により「好循環実現のための経済対策」(平成25年12月5日閣議決定)の「競争力強化のための投資促進、イノベーション創出等」及び平成26年度補正予算(第1号)により「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」(平成26年12月27日閣議決定)の「災害復旧・復興加速化など災害・危機等への対応」のために措置された施設整備費補助金が含まれることを認識し、次の施設の整備のために活用する。

①日本科学未来館の施設の整備

- i. 日本科学未来館の施設の整備
 - イ. 最先端の科学技術に関する情報の受発信等を行う場である同施設における安全且つ安定的な事業の実施を担保し、多くの来館者を迎える施設として安全で安定的・継続的な運用を図るため、老朽化対策が急務である電力・防災監視設備の整備、環境配慮型照明への更新等を行う。
- ii. 評価と評価結果の反映・活用
 - イ.機構は、事業の進捗状況を把握し、必要に応じて事業の運営に反映させる。
- ・設備整備費補助金については、平成25年度補正予算(第1号)により追加的に措置された「好循環 実現のための経済対策」(平成25年12月5日閣議決定)の「競争力強化のための投資促進、イノベー ション創出等」、平成26年度補正予算(第1号)により追加的に措置された「地方への好循環拡大に 向けた緊急経済対策」(平成26年12月27日閣議決定)の「現下の経済情勢等を踏まえた生活者・事 業者への支援」及び「災害復旧・復興加速化など災害・危機等への対応」のために措置されたこと を認識し、次の設備の整備のために活用する。

①科学技術情報の流通力強化のための科学技術情報基盤システムの設備

- i. 科学技術情報基盤システムの設備の整備
 - イ. 国内の科学技術論文に関して、論文評価に不可欠な引用情報を整備するとともに、機構の研究成果報告書をデータベース化し、研究成果に対する横断的な検索を可能とするシステムを構築する。

- ii. 評価と評価結果の反映・活用
 - イ.機構は、事業の進捗状況を把握し、必要に応じて事業の運営に反映させる。

②研究成果展開事業の研究設備

- i研究成果最適展開支援プログラムの研究設備の整備
 - イ.機構は、大学等の研究成果を円滑に事業化・実用化につなげる取り組みを加速するため、 既存研究開発課題の研究開発加速に必要な設備を整備する。
- ii. 評価と評価結果の反映・活用
 - イ.機構は、事業の進捗状況を把握し、必要に応じて事業の運営に反映させる。

③戦略的創造研究推進事業(先端的低炭素化技術開発)の設備

- i 革新的エネルギー技術の研究開発加速のための設備の整備
 - イ.機構は、我が国が抱えるエネルギー需給構造上の脆弱性を克服し、資源・エネルギーの安 定供給を実現するために、エネルギー貯蔵・利用や省エネルギーに関連する革新的な研究 開発のうち、特に有望な技術シーズの研究開発を加速するために必要な設備備品を整備す る。
- ii. 評価と評価結果の反映・活用
 - イ.機構は、事業の進捗状況を把握し、必要に応じて事業の運営に反映させる。

④日本科学未来館の設備

- i日本科学未来館の設備の整備
 - イ. 最先端の科学技術に関する情報の受発信等を行う場である同施設において、多くの来館者 を迎える施設として安全で安定的・継続的な運用を図るため、老朽化対策が急務である電 気設備等の改修、展示設備の耐震化対策・老朽化対策を行う。
- ii. 評価と評価結果の反映・活用
 - イ.機構は、事業の進捗状況を把握し、必要に応じて事業の運営に反映させる。

2. 人事に関する計画

- (1) 人材配置
 - ・定年制職員について、業績評価(あらかじめ業務目標を設定し、その達成状況に基づく評価)並 びに発揮能力評価(職員の役職に応じて設定された行動項目に基づく評価)を実施し、その評価 結果については、給与、人事配置に活用する。任期制職員についても、評価を行い、その結果を 給与等に反映する。また、評価結果を踏まえた人材開発、教育訓練を行う。

(2) 人材育成

・採用時研修、階層別研修等、業務の円滑な遂行に向けた能力開発のためのプログラムや、JST プログラムオフィサー (JST-P0) 等専門人材を育成するプログラム等の年間研修計画を策定し、計画

に基づき、職員に研修プログラムを提供する。

(3) 計画的合理化

・中期計画期間中に予定されている科学技術文献情報提供事業の民間事業者によるサービスの実施、研究員の雇用形態を科学技術振興機構の直接雇用から大学や研究機関等への委託に順次変更していることによる管理部門等の関係部門の業務の縮小等に伴う職員の計画的合理化の達成に向け、予算状況を踏まえつつ、人材の配置及び管理を行う。

3. 中期目標期間を超える債務負担

・中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を 勘案し、合理的と判断されるものについて行うことがある。

4. 積立金の使途

・前期中期目標期間中の最終年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人科学技術振興機構法に定める業務の財源に充てる。

(別紙)

Ⅲ 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成26年4月~平成27年3月 予算

(総計)

区別	金額(単位:百万円)
収入	
運営費交付金	137, 112
施設整備費補助金	5 3 0
設備整備費補助金	9 4 8
自己収入	4, 592
繰越金	964
計	144, 145
支出	
一般管理費	1, 582
物件費	1, 091
公租公課	491
業務経費	1 2 0, 2 1 1
東日本大震災復興業務経費	2, 102
戦略的イノベーション創造プログラム業務経費	14,607
人件費	11,937
施設整備費	5 3 0
設備整備費	9 4 8
計	151, 917

(一般勘定)

区別	金額(単位:百万円)
収入	
運営費交付金	137, 112
施設整備費補助金	5 3 0
設備整備費補助金	9 4 8
自己収入	2, 419
計	141,009
支出	
一般管理費	1, 434
物件費	9 5 8
公租公課	4 7 6
業務経費	110,036
東日本大震災復興業務経費	2, 102
戦略的イノベーション創造プログラム業務経費	14,607
人件費	11, 352
施設整備費	5 3 0
設備整備費	9 4 8
計	141,009

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(文献情報提供勘定)

区別	金額(単位:百万円)
収入	
自己収入	2, 160
繰越金	964
計	3, 124
支出	
一般管理費	5 8
物件費	4 2
公租公課	1 6
業務経費	1, 921
人件費	1 3 7
計	2, 116

(革新的新技術研究開発業務勘定)

区別	金額(単位:百万円)
収入	
自己収入	1 2
計	1 2
支出	
一般管理費	9 0
物件費	9 0
業務経費	8, 255
人件費	4 4 8
計	8, 792

2. 収支計画

平成 26 年 4 月~平成 27 年 3 月 収支計画

(総計)

区別	金額(単位:百万円)
費用の部	151, 503
経常費用	150,060
一般管理費	1, 490
物件費	9 9 8
公租公課	491
業務経費	112, 551
東日本大震災復興業務経費	1, 814
戦略的イノベーション創造プログラム業務経費	14, 204
人件費	11, 937
受託等経費	0
減価償却費	8, 065
財務費用	0
臨時損失	1, 443
収益の部	151, 378
運営費交付金収益	1 3 0, 7 1 2
革新的研究開発基金補助金収益	8, 544
業務収入	2, 836
その他の収入	6 2 8
受託等収入	0
資産見返運営費交付金戻入	3, 943
資産見返施設費戻入	1
資産見返補助金等戻入	3, 268
資産見返寄付金戻入	4
臨時利益	1, 443
純損失	1 2 5
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
目的積立金取崩額	0
総損失	1 2 5

(一般勘定)

区別	金額(単位:百万円)
費用の部	141,004
経常費用	139, 561
一般管理費	1, 349
物件費	8 7 4
公租公課	4 7 6
業務経費	103,817
東日本大震災復興業務経費	1, 814
戦略的イノベーション創造プログラム業務経費	14,204
人件費	11, 352
受託等経費	0
減価償却費	7, 025
財務費用	0
臨時損失	1, 443
収益の部	140,605
運営費交付金収益	1 3 0, 7 1 2
業務収入	8 6 4
その他の収入	4 3 0
受託等収入	0
資産見返運営費交付金戻入	3, 943
資産見返施設費戻入	1
資産見返補助金等戻入	3, 208
資産見返寄付金戻入	4
臨時利益	1, 443
純損失	3 9 9
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
目的積立金取崩額	0
総損失	3 9 9

(文献情報提供勘定)

区別	金額(単位:百万円)
費用の部	1, 882
経常費用	1, 882
一般管理費	5 8
物件費	4 2
公租公課	1 6
業務経費	7 0 7
人件費	1 3 7
減価償却費	980
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	2, 156
業務収入	1, 972
その他の収入	1 8 5
臨時利益	0
純利益	274
目的積立金取崩額	0
総利益	274

(革新的新技術研究開発業務勘定)

区別	金額(単位:百万円)
費用の部	8, 617
経常費用	8, 617
一般管理費	8 2
物件費	8 2
業務経費	8, 027
人件費	4 4 8
減価償却費	6 0
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	8, 617
革新的研究開発基金補助金収益	8, 544
その他の収入	1 2
資産見返補助金等戻入	6 0
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

3. 資金計画

平成26年4月~平成27年3月 資金計画

(総計)

区別	金額(単位:百万円)
資金支出	210,838
業務活動による支出	147,019
投資活動による支出	11, 288
財務活動による支出	5 2
翌年度への繰越金	52,480
資金収入	210,838
業務活動による収入	1 4 2, 6 5 1
運営費交付金による収入	1 3 7, 1 1 2
業務収入	3, 967
その他の収入	1, 572
受託等収入	0
投資活動による収入	6, 799
施設整備費による収入	5 3 0
定期預金解約等による収入	6, 269
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	61, 389

(一般勘定)

区別	金額(単位:百万円)
資金支出	147, 979
業務活動による支出	137,803
投資活動による支出	5, 936
財務活動による支出	5 0
翌年度への繰越金	4, 189
資金収入	147, 979
業務活動による収入	140,479
運営費交付金による収入	137, 112
業務収入	1, 996
その他の収入	1, 371
受託等収入	0
投資活動による収入	2, 922
施設整備費による収入	5 3 0
定期預金解約等による収入	2, 392
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	4, 578

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(文献情報提供勘定)

区別	金額(単位:百万円)
資金支出	7, 865
業務活動による支出	906
投資活動による支出	5, 117
財務活動による支出	1
翌年度への繰越金	1, 842
資金収入	7, 865
業務活動による収入	2, 160
業務収入	1, 972
その他の収入	188
投資活動による収入	3, 877
定期預金解約等による収入	3, 877
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	1, 829

(革新的新技術研究開発業務勘定)

区別	金額(単位:百万円)
資金支出	54, 994
業務活動による支出	8, 310
投資活動による支出	2 3 6
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	46, 449
資金収入	54, 994
業務活動による収入	1 2
その他の収入	1 2
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	54, 982

[[]注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。